

IBARAKI

第4次茨城県環境基本計画



令和5年(2023年)3月

茨城県

はじめに



茨城県は、霞ヶ浦、利根川等の豊かな水環境や筑波山、八溝山等の緑の山野、約 190 キロメートルにおよぶ長い海岸線など多彩で美しい自然環境に恵まれています。

このかけがえのない自然環境を守り次世代に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務です。

私たちの経済・社会は、安定的で豊かな自然環境を基盤として成り立っています。一方で、人間の活動は地球環境への大きな負荷となり、気候変動や生物多様性の損失、海洋汚染などの環境問題として顕在化し、私たちの生活にも様々な影響を及ぼしています。

とりわけ、近年多発する豪雨や大型台風等、地球温暖化が要因と考えられる気候変動への対応は喫緊の課題となっており、国が 2050 年カーボンニュートラルを宣言したことをきっかけに、各分野で積極的に取組が進められています。

県では、こうした環境課題に対応し、環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「第4次環境基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」を将来像として掲げ、環境・経済・社会の課題を統合的に解決する SDGs の考え方を活用し施策を推進することとしています。

県といたしましては、本計画を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入促進、カーボンニュートラルをリードする産業拠点の創出を図ってまいります。

また、循環型社会を実現するためのフードロスの削減や 3R の促進、自然と共生する社会の実現に向けた身近な環境の保全にも積極的に取り組んでまいります。

今後、本計画による取組を進めていく上では、県民や事業者、関係団体などのあらゆる方々のパートナーシップが何より重要です。本県の恵み豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくため、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和 5 年（2023 年）3 月

茨城県知事 大井川 和彦

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画策定の基本的な考え方.....	2
第3節 計画の性格と役割.....	4
第4節 各主体の役割.....	4
第5節 計画の構成	6
第6節 計画の期間	6
第2章 基本目標	7
第1節 環境の将来像.....	7
第2節 基本目標	8
第3章 施策の推進	10
第1項 施策体系	10
第2項 個別施策の展開	11
第1節 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進.....	11
1-1 省エネルギー及び二酸化炭素吸収源対策	11
1-2 再生可能エネルギーの利用と導入促進	14
1-3 気候変動適応策の推進	16
第2節 地域環境保全対策の推進.....	19
2-1 大気環境の保全	19
2-2 水環境の保全	22
2-3 土壌・地盤環境の保全	25
2-4 化学物質の環境リスク対策	26
2-5 原子力災害からの環境再生の推進	28
第3節 湖沼環境保全対策の推進.....	29
3-1 霞ヶ浦の水環境保全対策	29
3-2 涸沼・牛久沼の水環境保全対策	32
第4節 循環型社会づくりの推進.....	34
4-1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等	34
4-2 廃棄物の適正処理の推進	37
第5節 生物多様性の保全と持続可能な利用.....	40
5-1 生物多様性の保全	40
5-2 自然公園等の保護と利用	43
5-3 森林・農地の保全	45
5-4 河川等水辺環境の保全と活用	47

第6節	快適で住みよい環境の保全と創出	49
6-1	都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出	49
6-2	歴史的環境・自然景観の保全と活用	51
6-3	自然災害への対応	52
第7節	各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進	54
7-1	環境教育・環境学習等の推進	54
7-2	各主体の環境保全活動と協働取組の促進	57
7-3	国際的な視点での環境保全活動の促進	60
第8節	環境の保全と創造のための基本的施策の推進	61
8-1	環境情報の収集・管理・提供	61
8-2	グリーン・イノベーションの推進	62
8-3	総合的な環境保全対策の推進	64
第4章 計画の推進		66
第1節	推進体制	66
第2節	進行管理の仕組み	67
第3節	環境指標	68
第4節	財政的措置	71
第5節	環境基本計画と各部門別計画との関係	72
資料編		73

文章中などにおいて*が付く用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景

県では、平成8年（1996年）6月に制定した「茨城県環境基本条例」（以下「県環境基本条例」という。）に基づき、平成25年（2013年）3月に「第3次茨城県環境基本計画」（計画期間：平成25～令和4年度）を策定し、環境の将来像である「豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県」を実現するために、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国際的には、平成27年（2015年）に国連総会において、令和12年（2030年）に向けた「持続可能な開発目標*（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択され、同年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議では、新たな気候変動対策に関する法的文書として、「パリ協定*」が採択されました。

国内では、平成30年（2018年）に国の「第五次環境基本計画」が閣議決定され、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であると示されました。

また、地域ごとに資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、特性に応じて近隣地域等と共生する広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏*」を目指すことが示されています。令和2年（2020年）には「2050年カーボンニュートラル*宣言」を表明し、その後、令和3年（2021年）には「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で46%削減以上することを目標として掲げました。

本県においても、徹底した省エネルギーの推進や、再生可能エネルギー*の最大限の導入を図るとともに、本県の特徴である温室効果ガス*の排出量が多い大規模産業の産業構造を変えるプロジェクトを立ち上げるなど、カーボンニュートラルの実現に取り組んでいます。

このような本県を取り巻く環境情勢の変化に対応していくとともに、本計画の上位計画に当たる「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」（以下「県総合計画」という。）や関連計画と整合を図りながら、県の環境の将来像とその具体的な施策を掲げた「第4次茨城県環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画策定の基本的な考え方

先に述べたように、SDGs を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標であり、この年は国の温室効果ガス削減目標の中期目標年でもあります。本計画の終盤にあたる令和 12 年（2030 年）をひとつの節目ととらえ、複数の課題を統合的に解決することを目指す SDGs の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上を進め、持続可能な社会を目指していく必要があります。

また、次に掲げる近年の国内外における経済・社会情勢の変化及び環境を取り巻く状況等を踏まえ、本県における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として、本計画を策定します。

■ 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出を削減して気候変動を抑制する「緩和策*」と、避けられない気候変動の影響に対してその被害を軽減する「適応策*」を、車の両輪として取り組む必要があります。国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」に基づき「緩和策」を進めており、令和 3 年（2021 年）に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを目標として掲げました。こうした国の動きを踏まえ、県では、「茨城県地球温暖化対策実行計画」に基づき、徹底した省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの最大限の導入、新たなエネルギーの導入などの取組を進め、カーボンニュートラル社会の実現を目指していく必要があります。

■ 気候変動による影響への適応の推進

令和 2 年（2020 年）に「気候変動適応法*」に基づいた「気候変動影響評価報告書」が公表されたことを踏まえ、令和 3 年（2021 年）10 月に「気候変動適応計画」が改定されました。本県においても、気候変動によるものと考えられる様々な影響が現れていることから、茨城県地域気候変動適応センターにおいて収集した情報等を踏まえ、気候変動による影響に対して適応策を盛り込む必要があります。

■ 持続可能な地域づくり

「環境基本法*」に基づいた国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題について、複数の課題を統合的に解決する SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されました。これを踏まえ、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指していく必要があります。

■ 循環型社会づくりの推進

循環型社会*形成に向けた国の施策の方向性については、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年（2018年）6月に決定され、資源循環や適正処理を一層推進していくことが掲げられました。県では、「第5次茨城県廃棄物処理計画」を令和3年（2021年）3月に策定し、SDGsにおいて求められる対応も踏まえながら、廃棄物処理に係る課題解決に取り組むこととしています。

このため、不法投棄対策の強化や産業廃棄物最終処分場の確保などの足元の課題に対応する施策に加え、食品ロス*の削減やプラスチック資源循環など、新しい課題にも対応する施策を位置づける必要があります。

■ 地域環境の保全

国の「第五次環境基本計画」では、中長期的には環境基準*の達成状況は概ね改善傾向であるが、光化学オキシダント*などの大気環境や閉鎖性水域の富栄養化等の水質環境の課題が未だに残っており、新たな化学物質の管理を含め、国民の健康や生活環境を守るうえで引き続き重要な課題としています。県では、環境汚染の状況を把握するため、継続的に監視を実施し、環境基準の達成状況を確認するとともに、県民の健康や生活環境の保全を図るため関係法令に基づく発生源対策や化学物質の総合的なリスク対策等を進めていく必要があります。

■ 生物多様性の保全

「愛知目標*」に代わる新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性*枠組」の検討が進められており、日本を含むG7*国では、この決定に先がけ令和12年（2030年）までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標に向けた取組を進めることを約束していることから、より地域に根ざした里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を、地域住民や地域の企業等と一体となって保全していくことが必要です。また、平成26年（2014年）10月に策定した「茨城の生物多様性戦略」や令和4年（2022年）3月に策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」などの施策を盛り込んでいくとともに、茨城県版レッドリスト*・レッドデータブック*の内容についても盛り込む必要があります。

■ 多様で健全な水循環の保全と利用

「水循環基本法*」に基づき閣議決定された「水循環基本計画（令和4年（2022年）6月一部見直し）」では、流域の様々な主体が連携・協力し、健全な水循環の維持等に係る施策を推進するために、流域マネジメント*の推進が提唱されています。本県は、阿武隈・八溝山系の山々や久慈川、那珂川などの清流、変化に富んだ海岸線、霞ヶ浦（西浦・北浦・常陸利根川）、涸沼などの多様な水辺環境に恵まれています。これらの流域をそれぞれ総合的に捉え、地域の特徴を活かすとともに、各主体がより一層の連携を図りつつ、流域マネジメントを取り入れ、多様で健全な水循環の保全・利用を進めていく必要があります。

第3節 計画の性格と役割

本計画は、県環境基本条例第9条に定める、良好な環境の保全と創造に関する基本的な計画として、同条例の基本理念を受け、県民、民間団体、事業者及び行政が各々の役割分担と協力のもと、豊かな環境を保全・創造し、次の世代へ継承していくため、長期的な目標、施策の大綱、施策の推進方策等を明らかにするものです。

本計画は、県総合計画の部門別計画として位置づけ、県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」における「茨城のグランドデザイン」の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するものです。

本計画は、本県における環境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を示すものであり、県環境基本条例第10条第2項に基づき、環境に影響を及ぼす施策については、本計画と整合を図り、環境への負荷の低減を図るよう策定・実施されます。

本計画は、行政としての取組に加え、県民や民間団体、事業者など各主体を計画の目標の実現や推進に関わる主体として位置づけ、各主体の役割や責務、期待される取組の方向を示します。

第4節 各主体の役割

地球規模での環境問題が深刻化する中で、取組の着実な実施に当たり、あらゆるステークホルダーが参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が、より重要となっています。

本県の健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的であることが必要であるとともに、県民一人ひとりが暮らしや身近な自然、地域等を通じて、課題を見だし、その解決策を考え、自分ごととして実行していく必要があります。

本計画では、県のほか、県民、NPO法人等の民間団体、事業者及び市町村も計画に関わる主体として位置づけ、各主体に期待される役割や取組について明らかにし、あらゆるステークホルダーの参画を促していきます。

■ 県民の役割

今日、日常生活に起因する環境負荷が増大する中において、県民一人ひとりの生活様式を持続可能なものに転換していくことが大切であり、森林や湖沼、生物など環境との関わりについての理解を深めるとともに、環境配慮に努め、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努めることが必要です。例えば、省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え・サービスの利用や、公共交通機関や自転車の利用促進などの脱炭素型ライフスタイルへの転換、廃棄物の発生の抑制や資源の循環的利用に資するライフスタイルへの転換など、より積極的な活動が求められています。

また、県民は地域の環境を担う重要な主体として、民間団体や事業者、市町村、県といった各主体との協力・連携のもと、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的かつ積極的に進めることが期待されます。

■ 民間団体の役割

県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行う民間団体は、自律的、組織的に幅広い活動を活発に行うことにより環境保全のための取組に関する基盤を形成するなど、大きな役割を果たしています。

民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していくうえで、取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、きめ細かな活動が期待されます。

また、自ら具体的な環境保全活動を行うことのほか、行政、事業者、個人など各主体の取組を評価すること、専門的な情報を分かりやすく伝達することなどにより各主体の情報の橋渡しを行うことなどが期待されます。

■ 事業者の役割

事業者は、事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの積極的な導入・利用、製品等の設計・製造、流通、消費及び廃棄のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化するサーキュラーエコノミー*への移行、生産工程や流通過程からの環境負荷の削減などの取組を自主的かつ積極的に進めることが求められています。

また、事業者も地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との協力・連携を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが期待されます。

■ 市町村の役割

市町村は、最も身近な行政機関として、住民、民間団体及び事業者と日常的に深い関わりをもっているとともに、環境の保全と創造に向けた取組は地域特性に応じた展開が多く、また、一般廃棄物の処理に関して統括的な責任を有していることなどから、持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境保全を進めるうえで重要な役割を担っています。

このため、住民、民間団体、事業者及び県との協力・連携のもと、地域の特性に応じて、地域における取組の目標や方向性などを設定・提示し、各種制度等の基盤づくりや各主体の行動の促進等の施策の展開を図るとともに、市町村立学校や関係機関、団体等による地域の教育活動全体を通じて、環境教育を計画的に推進することが求められています。

また、市町村は、住民等各主体が取り組む環境保全活動や各主体間の連携を促進するなどして、地域における環境保全活動の担い手づくりに取り組むことも期待されます。さらには、市町村自らも、事業活動において徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギー導入、プラスチックごみや食品ロスの削減など、環境の保全と創造に向け、率先して取り組むことが期待されます。

■ 県の役割

県は、本計画の基本目標の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各々の立場において、良好な環境の保全と創造に関する主体的な取組が積極的に実施されるようにするため、全体の舵取り役として、役割や取組の方向などを明らかにします。

各主体のもつ技術・知識・優良事例等を収集・活用する仕組みの整備、各主体間のネットワーク構築などを図るとともに、市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講じていきます。また、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種制度づくりや社会資本の整備、環境情報の提供、脱炭素型の都市・地域づくりの推進など、環境の保全と創造に関する活動の基盤づくりを行います。さらには、県自らも、事業活動において徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギー導入、プラスチックごみや食品ロスの削減など、環境の保全と創造に向け、取組を率先して実行します。

第5節 計画の構成

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景 第2節 計画策定の基本的な考え方 第3節 計画の性格と役割
第4節 各主体の役割 第5節 計画の構成 第6節 計画の期間

第2章 基本目標

第1節 環境の将来像 第2節 基本目標

第3章 施策の推進

第1項 施策体系
第2項 個別施策の展開
第1節 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進
第2節 地域環境保全対策の推進
第3節 湖沼環境保全対策の推進
第4節 循環型社会づくりの推進
第5節 生物多様性の保全と持続可能な利用
第6節 快適で住みよい環境の保全と創出
第7節 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進
第8節 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

第4章 計画の推進

第1節 推進体制 第2節 進行管理の仕組み
第3節 環境指標 第4節 財政的措置
第5節 環境基本計画と各部門別計画との関係

第6節 計画の期間

本計画では、令和5年度（2023年度）を初年度として、今後概ね10年間における施策の方向性を示します。

第2章 基本目標

第1節 環境の将来像

本県は、広大な関東平野の一部をなし、県北部には八溝山地、久慈山地、阿武隈山地が南北に連なり、190kmにも及ぶ変化に富んだ海岸線など多様な地形を有しているほか、万葉集にも歌われた紫峰筑波山や日本第2位の面積を持つ霞ヶ浦、ラムサール条約*登録湿地である渡良瀬遊水地や涸沼など、豊かな自然環境に恵まれています。

また、気候も温和で自然災害が少なく暮らしやすい環境にあるだけでなく、広大で肥沃な農地、黒潮と親潮が交錯する豊かな海、首都圏に位置する地理的優位性などの強みを背景に、県内各地で品質に優れた農林水産物が豊富に生産されており、「食材の宝庫」として日本の食料マーケットを支えています。

さらに、東海地区やつくば地区では国等の研究機関が多数立地し、最先端科学技術の集積が図られているほか、日立地区ではものづくり産業、鹿島地区では鉄鋼・石油化学などの素材産業が集積するなど、地区ごとに特徴を活かした産業拠点が形成されています。

令和4年(2022年)3月、人口減少・超高齢化をはじめ、新たな感染症の世界的な拡大、気候変動に伴う災害の激甚化など、予測困難な「非連続の時代」を迎えている中、県では県総合計画を策定し、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念として掲げ、また2050年頃の茨城のグランドデザインを「強い“産業”」、「夢・希望にあふれる“人”」、「豊かな“暮らし”」と示しました。

本計画では、県総合計画の環境に関する部門別計画として、この基本理念及びグランドデザインの実現に向けて、基盤となる本県の豊かな自然を守り、魅力ある県土を育て、潤いのある生活環境を確保するとともに、持続可能で環境と調和した社会を実現させ、県民が、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、安心安全で充実した暮らしを送ることができる茨城県を目指すため、本計画における環境の将来像を次のとおり定めます。

環境の将来像

「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」

第2節 基本目標

環境の将来像を受けて、5つの基本目標を設定します。

■ 脱炭素社会の実現

温室効果ガス排出量の削減に向けた脱炭素ライフスタイルへの転換や、省エネルギー設備の導入促進などの緩和策を推進するとともに、森林吸収源対策*として、計画的な森林整備など、二酸化炭素を吸収する健全な森林の育成を図ります。また、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、蓄電池等の導入によりエネルギーを有効活用していくことで、エネルギーの地産地消を進め、脱炭素社会の実現を目指します。

また、地球温暖化に伴う気候変動による台風の大型化や大雨の増加などの影響を回避・軽減する適応策に取り組んでいくことで、県民の安心安全な暮らしの確保を進めます。

■ 循環型社会の実現

廃棄物の発生が抑制され、資源の適正かつ効率的な循環的利用が行われることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向け、不法投棄対策の強化や産業廃棄物最終処分場の確保などの足元の課題にしっかりと取り組むとともに、食品ロスの削減やプラスチックの資源循環等の新たな課題にも果敢にチャレンジしていくことにより、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の様々な主体が同じ目標に向かい、それぞれが主体的に廃棄物の3R*(リデュース、リユース、リサイクル)や適正処理を推進するサステナブル(持続可能)な社会の形成を目指します。

■ 自然と共生する社会の実現

野生動植物について適切な保護・管理などを実施することで、生態系*の維持・回復を進め、多様な生きものが共存できる豊かな自然環境を目指します。

また、様々な生態系を持続可能な方法で利用することによって、自然と人間とのふれあいを保ち、県民が世代を越えて自然の恵みを受けられる、自然と人の共生を図っていきます。

■ 霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生

全国第2位の面積を有する霞ヶ浦、ラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地や瀬沼などの湖沼を次世代に引き継いでいくために、水質浄化対策などの保全を進めていくとともに、健全な生態系の維持・回復を進めます。

また、湖沼を活用した環境学習などにより、地域住民等の理解促進を図ることで湖沼と人との共生を目指します。

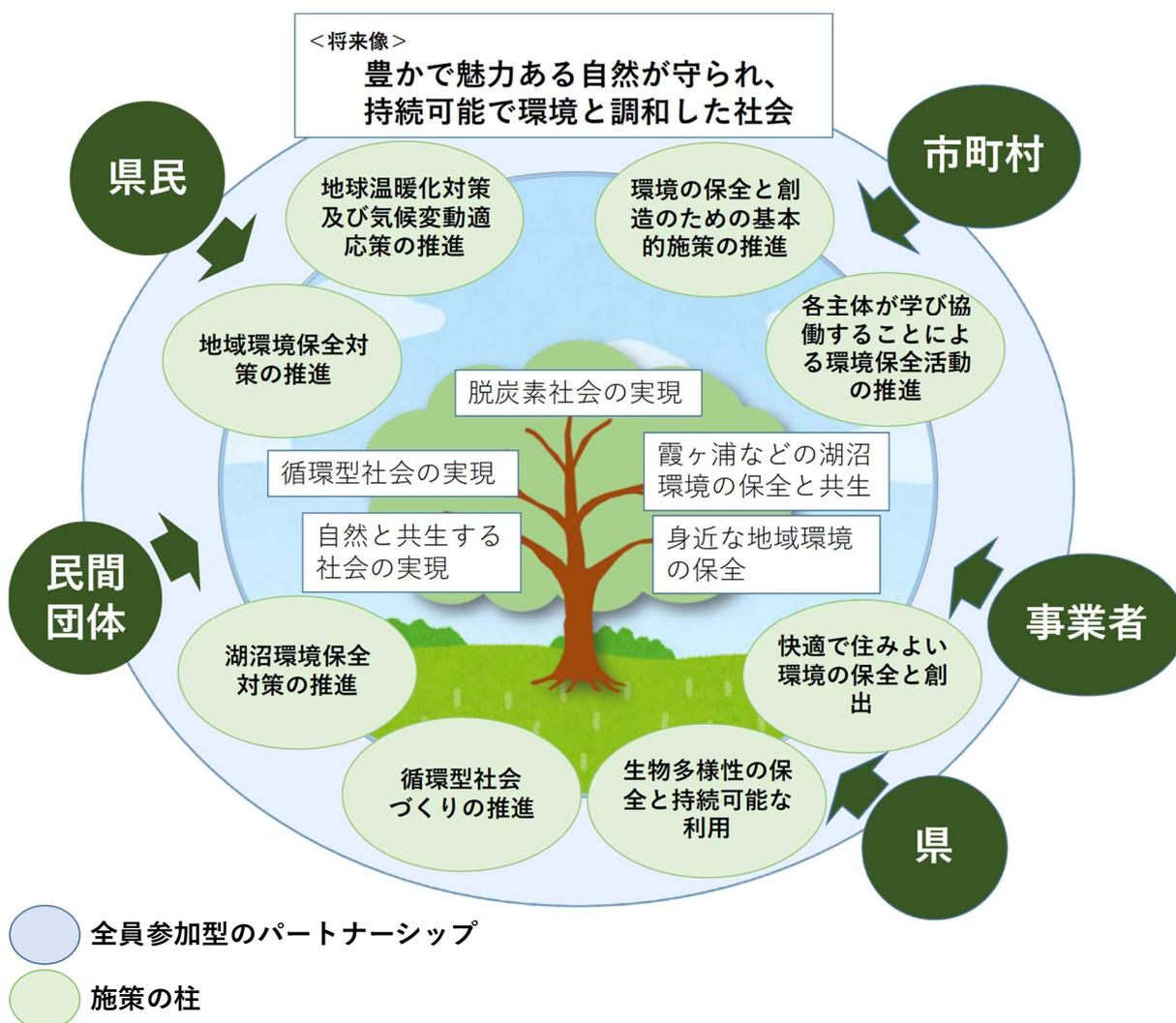
■ 身近な地域環境の保全

大気、公共用水域、地下水、土壌などの汚染や汚濁を防止し、有害化学物質による環境の汚染を防止することで、県民の健康と生活環境を守るとともに、環境への負荷を低減することで、地域環境の保全を図ります。

また、県民、民間団体、事業者、市町村及び県等の多様な主体におけるパートナーシップを構築し、地域の環境保全活動への参画などを促進していくとともに、自主的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組み、行動していく持続可能な社会の実現を目指します。

各主体が、現代社会の課題を自らの問題としてとらえるとともに、環境に対する関心と理解を深め、環境に配慮した事業活動や日常生活に「オール茨城」で取り組んでいくことが大切です。

■ 環境の将来像と基本目標を目指すイメージ

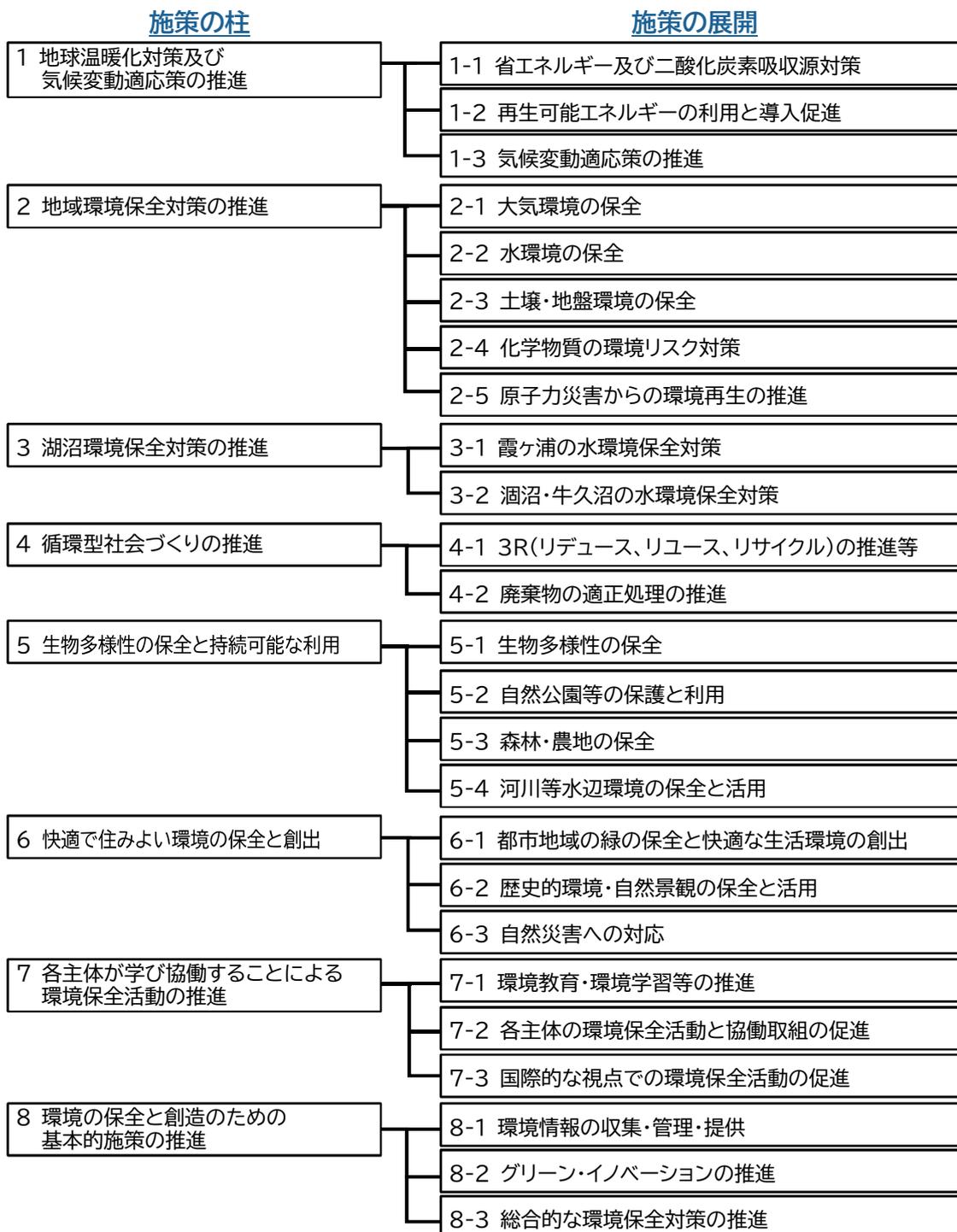


第3章 施策の推進

第1項 施策体系

5つの基本目標を実現するため、8つの施策の柱を設け、それぞれの柱ごとに施策を展開します。

脱炭素社会の実現
循環型社会の実現
自然と共生する社会の実現
霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生
身近な地域環境の保全



第2項 個別施策の展開

第1節 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進

■ 関連する主なSDGs



1-1 省エネルギー及び二酸化炭素吸収源対策

■ 現状と課題

本県の令和元年度（2019年度）の温室効果ガス排出量は47,404千t-CO₂であり、平成25年度（2013年度）と比較して、4,223千t-CO₂削減しています。また、温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素が44,791千t-CO₂と、全体の約94.5%を占めています。二酸化炭素の排出量を部門別にみると、産業部門からの排出が約6割を占め、続いて運輸部門、業務部門となっています。本県は、鹿島臨海工業地帯を有しており、鉄鋼や石油化学製品の生産量が多いことから、令和元年度（2019年度）における産業部門からの排出割合が全国の約2.5倍となっており、産業部門からの排出量が多いことが特徴です。

県では、平成29年（2017年）3月に「茨城県地球温暖化対策実行計画」を改定し、県民総ぐるみによる地球温暖化対策を推進してきました。国では、令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言し、令和3年（2021年）3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられました。令和3年（2021年）10月には、国の「地球温暖化対策計画」が改定され、令和12年度（2030年度）における新たな温室効果ガス排出削減目標を平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」と明記され、2050年カーボンニュートラルに向けて緩和策が推進されています。

こうした情勢を踏まえ、県では、さらなる省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、本県の経済を支える大規模事業所での産業構造の転換につながる取組を加速し、カーボンニュートラル社会の実現を目指すため、令和5年（2023年）3月に「茨城県地球温暖化対策実行計画」を改定し、引き続き、県民、民間団体、事業者、市町村など、様々な主体との連携・協働を図りながら対策を推進していく必要があります。

また、温室効果ガス排出量の削減については、プラスチックごみなどの廃棄物の削減や再資源化を図るため、循環型社会づくりをあわせて進めていく必要があります。

■ 施策展開の方向

県民一人ひとりのライフスタイルの転換や、事業者の省エネルギーへの積極的な取組を促進するなど、県民や事業者等が主体となった温室効果ガスの排出削減に向けた取組をより一層推進し、カーボンニュートラル社会の実現に向けて省エネルギー対策を展開します。

また、二酸化炭素吸収・固定機能を有している森林を適切に整備・管理するとともに、木材利用に係る普及啓発を進めます。

■ 具体的施策

(1) 省エネルギー対策

- ・ 県では、二酸化炭素排出量の6割以上を占める産業部門における取組が重要であることから、「茨城県地球環境保全行動条例」に基づき、大規模事業所に対してエネルギー使用及び二酸化炭素排出の状況について毎年度報告を求め、必要な助言・指導を行うとともに、省エネルギー対策に繋がる情報提供を行います。そのほか、農業者がヒートポンプなどの先進的省エネルギー設備を導入する際に支援を行うなど、施設栽培等における省エネルギー対策を促進します。
- ・ 業務部門においては、中小規模事業所を対象に、設備の運用改善、省エネルギー設備導入や、太陽光発電施設の設置等について技術的な助言を行う「省エネルギー診断」を実施するとともに、省エネルギー設備等の導入に関する経済的な支援を行います。そのほか、環境に配慮した事業活動の裾野を広げるため、中小規模事業所でも手軽に取り組める県独自の環境マネジメントシステム*である「茨城エコ事業所登録制度*」のさらなる普及を図ります。
- ・ 家庭部門においては、民間企業との連携により、年間を通じて環境に配慮した取組を実施する「いばらきエコスタイル*」を普及啓発し、環境に配慮したライフスタイルの定着を図ります。そのほか、各家庭のエネルギー使用状況について診断を行い、オーダーメイドで効果的な省エネルギー対策について助言する「うちエコ診断」を実施するとともに、市町村と連携し住宅の省エネルギー設備の導入に係る経済的支援を行い、環境に配慮した住まいづくりを促します。
- ・ 運輸部門においては、自動車からの二酸化炭素排出量が多く割合を占めることから、次世代自動車*について、二酸化炭素排出削減効果に関する情報や、国の支援制度を紹介するとともに、行政が主催する環境イベント等で燃料電池*自動車を展示するなど、普及啓発を行うほか、様々な媒体により広報を行い、「エコドライブ*」の普及に努め、自動車からの二酸化炭素排出量の削減を促進します。また、交通事業者や市町村等と連携し、鉄道や路線バスの利用に関して周知・PRを行うとともに、利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進します。

(2) 二酸化炭素吸収源対策

- ・ 森林の持つ二酸化炭素吸収・固定機能を将来にわたり発揮させていくため、自立した林業経営により、適切な森林整備と森林資源の循環利用に取り組み、経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が集約化した森林において行う森林整備を推進します。
- ・ 森林・林業に対する県民の理解促進を図るため、体験学習を通じた子どもたちへの森林環境教育のほか、森林や木材に係る普及啓発を推進します。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
温室効果ガス排出量	基準年度(※)	目標年度(※)
産業部門 CO ₂	30,723 千 t-CO ₂	19,048 千 t-CO ₂ (▲38%)
業務部門 CO ₂	4,893 千 t-CO ₂	2,397 千 t-CO ₂ (▲51%)
家庭部門 CO ₂	4,638 千 t-CO ₂	1,577 千 t-CO ₂ (▲66%)
運輸部門 CO ₂	6,622 千 t-CO ₂	4,304 千 t-CO ₂ (▲35%)
エネルギー転換部門 CO ₂	1,359 千 t-CO ₂	720 千 t-CO ₂ (▲47%)
その他ガス (非エネルギー起源 CO ₂ 、メタン、N ₂ O)	2,761 千 t-CO ₂	2,374 千 t-CO ₂ (▲14%)
HFC 等 4 ガス (フロン類*)	937 千 t-CO ₂	525 千 t-CO ₂ (▲44%)
	【平成 25 年度】	【令和 12 年度】
森林面積	187,522ha	適正な森林面積を確保し多様で質の高い森林の育成に努める
うち民有林	142,485ha	
うち国有林	45,037ha	
	【令和 3 年度】	

※ 今後、温室効果ガスの排出量の推計に用いている国の統計データの見直し等があった場合、基準年度(2013年度)、目標年度(2030年度)の温室効果ガスの排出量の見直しを行う可能性があります。

●●● いばらきエコスタイル ●●●

近年の異常気象や深刻な気象災害の多発等は、地球温暖化の影響である可能性が高いと言われており、地球温暖化対策のためには、一人ひとりが日々のライフスタイルを環境に配慮したものに少しずつ変えていくことが大切です。



県では、家庭や職場において自主的かつ積極的に省エネに取り組む県民運動「いばらきエコスタイル」を推進しています。

省エネは普段の生活の中でのちょっとした工夫で実践できて、節約にもつながります。

県のホームページでは、エコな取組の例や、自身の取組をチェックできるエコチェックシートを公開しています。

1-2 再生可能エネルギーの利用と導入促進

■ 現状と課題

国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生を図りながら再生可能エネルギーの最大限の導入を促すこととしています。また、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革するグリーントランスフォーメーション（GX）*が求められています。

本県では、固定価格買取制度の普及により、太陽光発電設備の導入が進むとともに、風力発電設備、木質バイオマス*発電設備など、民間事業者などによる再生可能エネルギー発電設備の導入が進んでおり、令和3年度（2021年度）の発電設備導入容量は423.7万kWとなっています。

再生可能エネルギーは、利用時に温室効果ガスである二酸化炭素を排出しないため、平時には温室効果ガスの削減につながるとともに、災害等の非常時にも最低限必要なエネルギーの供給源として活用することが期待されるため、防災機能の向上にも寄与します。しかしながら、再生可能エネルギーの導入は、周辺環境に影響を与えるおそれがあるほか、地域とのトラブル等につながる可能性があるため、再生可能エネルギーに関する理解の向上や地域との合意形成等により、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があります。

今後もカーボンニュートラルの実現に向けて、より一層再生可能エネルギーの利用を促進していくとともに、再生可能エネルギーの地産地消に取り組んでいく必要があります。

■ 施策展開の方向

地域との共生を図りながら自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの最大限の導入を推進し、地産地消型の再生可能エネルギーの導入にも取り組んでいきます。

■ 具体的施策

（1）再生可能エネルギーの導入促進

- ・地域での脱炭素化を図るため、太陽光発電の活用やエネルギーの有効活用に資する蓄電池等の導入などにより、地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・再生可能エネルギー発電設備の視察や導入に関する研修会の開催等を通して、市町村や民間事業者等の再生可能エネルギーに対する理解を深め、導入の促進を図ります。
- ・森林整備をとおした未利用間伐*材等の木質バイオマス燃料としての安定供給を促進するとともに、木質バイオマス供給施設等の整備に対する支援を行います。また、供給可能量や調達状況などに関する情報収集・提供に努め、木質バイオマス発電所の安定稼働を促進します。

- ・「茨城県バイオマス活用推進計画」を策定し、県内に豊富に存在するバイオマスをエネルギー源や製品の原材料等として利用する取組を推進するとともに、市町村における「市町村バイオマス活用推進計画」や「バイオマス産業都市構想」の策定の促進や取組の支援を行います。
- ・洋上風力発電の導入可能性を示した「ポテンシャルマップ」を作成し、一般に公開するとともに、風力発電をはじめ、水力発電、地熱発電等について、事業者から相談があった場合、地域の関係者との情報交換を図るなど、適正な導入を促します。

(2) 地域と共生した再生可能エネルギーの適正導入

- ・市町村と連携しながら、地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用し、地域の脱炭素化に取り組む「地域脱炭素化促進事業」を進めます。
- ・再生可能エネルギー発電設備による生活環境や景観への影響、災害の発生を防止するため、市町村や事業者と連携を図りながら、地域と共生した再生可能エネルギーの適正導入を促進します。
- ・特に、全国で最も導入が進んでいる太陽光発電については、県が策定した「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の効果的な運用を図ります。
- ・地域の防災拠点となる公共施設等において、災害等の非常時に必要な電力を確保するため、市町村等と連携して再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用を進めます。

(3) いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト

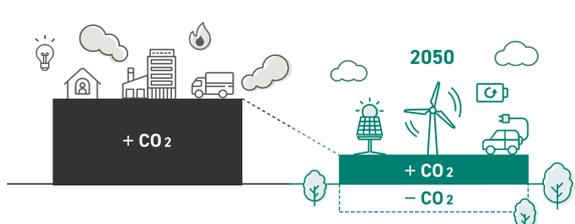
- ・港湾の存在と関連産業・研究機関の集積という本県のポテンシャルを活かし、臨海部を中心に、カーボンニュートラル達成への集中的取組を行い、本県の将来を担う産業の創出を図るため、「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」を推進します。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
再生可能エネルギーの導入率	25% 【令和2年度】	34% 【令和7年度】

●●● カーボンニュートラル ●●●

カーボンニュートラルとは温室効果ガスの「排出量」と森林などによる「吸収量」を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることです。



出典：環境省「脱炭素ポータルサイト」

1-3 気候変動適応策の推進

■ 現状と課題

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収源対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

平成30年（2018年）に「気候変動適応法」が施行されたことで、「適応策」の法的な位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して「適応策」を推進するための法的仕組みが整備されました。県では、これまでも気候変動の影響に適応する対策を長期的な視点から検討するため「茨城県地球温暖化対策実行計画」を「地域気候変動適応計画」として位置づけ、取り組んできました。

国では、令和3年度（2021年度）に「気候変動適応計画」を閣議決定し、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなど、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。本県においても増加する自然災害など様々な気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくことが求められています。

■ 施策展開の方向

気候変動の影響は農林水産業、災害、生態系などの様々な分野において顕在化しつつあり、将来はその影響がさらに拡大する可能性が高いと考えられています。県では、県内で既に現れている又は将来予測される気候変動の影響を整理し、それに対する適応策を進めていきます。

■ 具体的施策

（1）農林水産業分野

- ・温暖化による気候変動の影響を軽減できるよう、農作物の高温耐性品種や病害抵抗性品種、生産安定技術及び自給飼料生産技術の開発に取り組めます。また、畜産業においては、暑熱対策機器の導入支援の周知や申請支援などに取り組むとともに、家畜伝染病の発生防止対策を実施します。
- ・公益的機能が高い「機能豊かな森林づくり」を推進します。
- ・水産資源の持続的利用のため、継続的な海洋観測により茨城県沖の海況変動等を把握するとともに、湖沼観測も継続して行い、霞ヶ浦における水産資源に及ぼす影響を調査します。

(2) 自然災害・沿岸域分野

- ・学校などにおける防災教育の充実や啓発活動の強化、住民が地域防災の担い手となる環境の確保を行うとともに、災害時に地域住民が安全かつ迅速に避難行動できる体制の強化や、近接県間や全国規模での相互応援体制の整備やボランティアの活用体制の整備を進めます。
- ・地球温暖化の影響による気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇について、国土保全の観点から、気候変動に伴う外力変化の予測・モニタリング結果等の情報収集に努めます。
- ・土砂災害による被害防止のため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定を引き続き推進します。
- ・再造林*や間伐等の森林整備を推進するとともに、山地や海岸林における災害の復旧や予防に努め、森林の防災機能等の維持・増強を図ります。
- ・「茨城県国土強靱化計画」を策定し、事前防災・減災に資する施策を総合的・計画的に推進するとともに、必要に応じ地域防災計画を改定します。また、マイ・タイムラインを活用した住民参加型の実効性のある避難訓練を実施します。
- ・護岸や堤防等の嵩上げ、砂浜や崖の維持・回復など、津波・高潮や海岸侵食などによる災害から背後地を守るため対策を推進します。

(3) 水環境・水資源分野

- ・水資源開発事業の促進等による水資源の確保や渇水時における円滑かつ迅速な対応を図ります。また、河川、湖沼及び海域の水質汚濁の状況を常時監視するとともに、霞ヶ浦等の湖沼については、排水対策等の実施により流入負荷量の削減を図ります。

(4) 自然生態系分野

- ・生物多様性への温暖化の影響の把握に努め、気候変動への適応の視点を取り入れた長期的な生物多様性の保全に取り組むとともに、生物多様性に関するデータベースの作成・公開や各主体と協働した生物多様性の保全に努めます。
- ・野生鳥獣について、生息状況の把握や個体数管理を実施するとともに、生態系等に影響の大きい外来種の生物学的特性に関する県民への広報やアライグマ等の防除を推進します。

(5) 健康分野

- ・熱中症対策について、高齢者をはじめとした県民へ普及啓発を行うとともに、学校においては、熱中症警戒アラートの適切な活用の周知等を実施します。
- ・「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」に基づき、蚊媒介感染症の予防啓発や発生動向の把握に努めます。

(6) 県民生活・都市生活分野

- ・暑熱による生活への影響に対しては、クールビズの実施等、熱ストレス軽減対策に取り組むとともに、都市公園の充実や緑化の普及啓発に努めます。
- ・災害時における緊急輸送道路のネットワーク機能の確保を進めるとともに、安全な地域への居住・都市機能を誘導するまちづくりに努めます。
- ・水道施設の停電対策及び浸水対策を推進するほか、応急給水体制を構築します。

(7) 産業・経済活動分野

- ・本県の地域特性に合った地産地消型の再生可能エネルギー等の導入を促進するとともに、省エネに対応したライフスタイルを促進する「いばらきエコスタイル」を推進します。

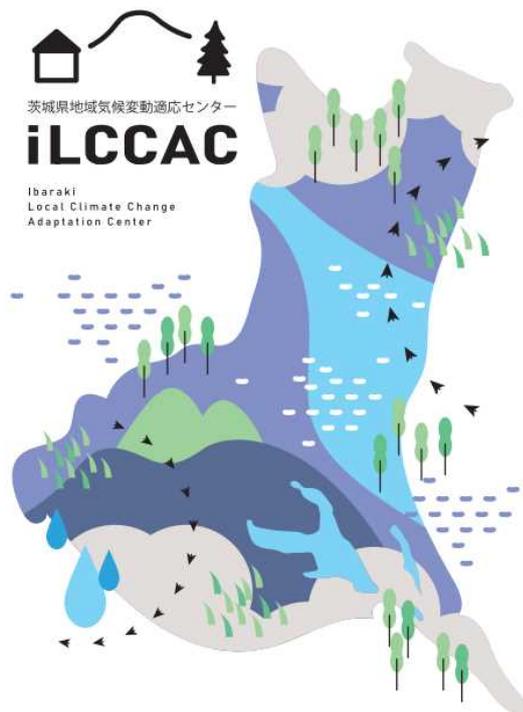
■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
県民・事業者・市町村向けの気候変動適応推進・計画策定研修等の回数	4回／年 【令和3年度】	5回／年 【令和4～12年度】

●●● iLCCAC 茨城県地域気候変動適応センター ●●●

県では、地球温暖化や気候変動の影響に対応していくため、気候変動適応法第13条に基づく「気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供、技術的助言を行う拠点」として、平成31年（2019年）4月1日に、茨城県地域気候変動適応センターを茨城大学に設置しました。本県の関係機関と連携しながら地域における気候変動への適応に取り組んでいます。

茨城県地域気候変動適応センターでは、「地域における気候変動影響・適応に関する研究の実施」、「気候変動影響への適応に関するローカルな情報収集」、「県や市町村に対する適応計画策定支援」、「地域住民への情報提供・助言、公開講座、防災教育、人材育成」の4つを主なミッションとしており、県内の地方公共団体や各種団体、学校、そして住民と協力して気候変動・温暖化の影響やその適応のための様々な情報を収集・解析し、広く発信しています。



出典：iLCCAC 茨城県地域気候変動適応センター

第2節 地域環境保全対策の推進

■ 関連する主なSDGs



2-1 大気環境の保全

■ 現状と課題

大気汚染の状況については、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において24時間連続測定し、その結果を中央監視局（茨城県庁）で常時監視しています。

本県の大気環境は、二酸化いおう*、二酸化窒素*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質*及び微小粒子状物質（PM2.5）*については、環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては全ての測定局で環境基準を未達成という状況にあります。

森林や湖沼などの生態系や文化財などへの影響が懸念されている酸性雨*については、モニタリングを実施しており、長期的にみると酸性化からの回復の兆候が見られています。

今後も、大気汚染の状況や酸性雨の監視を継続するとともに、引き続き原因物質となるいおう酸化物や窒素酸化物等の発生源について排出削減に向けた取組に努めていく必要があります。

騒音、振動及び悪臭についても、引き続き発生源への対策を徹底するとともに、自動車騒音や航空機騒音については、環境基準が一部未達成となっていることから、継続して実態調査を実施する必要があります。

■ 施策展開の方向

大気汚染の防止に向けて、工場・事業場等の固定発生源や自動車等に対して、発生源のそれぞれの特性に応じて原因物質の排出抑制対策を推進するとともに、大気汚染の状況について常時監視による実態把握を実施していきます。

生活環境の保全に向けて、騒音、振動について監視・観測体制の充実を図るとともに、悪臭と併せて発生源対策を進めていきます。

■ 具体的施策

(1) 工場・事業場等の固定発生源対策

- ・「大気監視施設整備計画」に基づき、測定局の適正配置や機器の更新を行い、大気環境の監視測定網の整備を図るとともに、「大気汚染防止法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」及び「公害防止協定」に基づき、工場・事業場に対し立入検査や指導を徹底し、ばい煙や粉じん、揮発性有機化合物(VOC)*等の排出抑制に努めます。
- ・光化学オキシダント濃度が一定の基準を超える場合には、光化学スモッグ*注意報等を発令し、県民に周知するとともに、緊急時協力工場・事業場に対して光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物等の削減措置の要請を行い、被害の未然防止を図ります。
- ・酸性雨については、全国環境研協議会・酸性雨広域大気汚染調査研究部会に参画し、原因物質の実態把握等に努めます。

(2) 自動車等の移動発生源対策

- ・交通量が多い交差点付近に設置した自動車排出ガス測定局において、自動車排出ガスに含まれる窒素酸化物や浮遊粒子状物質等の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を把握します。
- ・移動手段を公共交通機関の利用に切り替えるモビリティ・マネジメント*を促進するとともに、交通渋滞対策等による大気汚染物質の削減に努めます。

(3) 騒音・振動・悪臭対策

- ・工場・事業場に係る「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制が適切に行われるよう、指導等の主体となる市町村を研修会の実施などにより支援します。
- ・自動車騒音については、幹線道路において常時監視を行うとともに、自動車利用のマナー向上に向けた普及啓発を行います。
- ・航空機や新幹線、高速道路による騒音については、実態調査を行い、調査結果に基づき関係機関に対し騒音防止対策の推進を要請します。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
大気汚染物質に係る環境基準の達成率 (一般環境大気測定局) 二酸化いおう (SO ₂) 二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化炭素 (CO) 浮遊粒子状物質 (SPM) 微小粒子状物質 (PM2.5)	100% 100% 100% 100% 100% 【令和3年度】	100% 100% 100% 100% 100% 【令和14年度】
大気汚染物質に係る環境基準の達成率 (自動車排出ガス測定局) 二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化炭素 (CO) 浮遊粒子状物質 (SPM)	100% 100% 100% 【令和3年度】	100% 100% 100% 【令和14年度】
光化学スモッグ注意報発令日数	1日 【令和3年度】	0日 【令和14年度】
騒音に係る環境基準の達成率 自動車(面的評価) 航空機	80.0% 94.9% 【令和3年度】	100% 100% 【令和14年度】
酸性雨測定結果(降雨 pH 県年間平均値)	pH 5.52 【令和3年度】	原因物質の排出抑制に努める

●●● 茨城県におけるモビリティ・マネジメント ●●●

モビリティ・マネジメントとは、地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するものです。

県が事務局を務める「茨城県公共交通活性化会議」(会長 茨城県知事)では、行政、交通事業者等が連携し、地域公共交通 PR イベントを主催してバスの乗り方教室等を行ったり、新高校生等に向けたお試し乗車券付きリーフレットを配布するなど、幅広い世代に対して、公共交通利用についての意識醸成や利用促進に取り組んでいます。



イベント「わくわく！いばらきの乗りもの大集合！」



新高校生等向けお試し乗車券付きリーフレット「エコ通学のススメ」

2-2 水環境の保全

■ 現状と課題

健全な水循環を維持し、水資源を持続的な方法で利用していくとともに、野生動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を確保するためには、適正な水量と水質の確保をはじめ、水環境の適切な保全管理が必要です。また、流域に関係する様々な主体が連携して活動する流域マネジメントにより、河川や湖沼の水系を単位とする流域全体のほかに、特定目的を有する支川や湖沼等の小流域や行政区域などの単位における流域の総合的かつ一体的な管理が求められています。

本県は、利根川、鬼怒川、那珂川、久慈川等の河川をはじめ、全国第2位の面積を有する霞ヶ浦、さらには、水産資源の豊富な海域等の豊かな水環境を有しています。これらの水域における水質保全の行政目標として、環境基準の水域類型の指定を行い、「水質汚濁防止法」や「茨城県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、工場・事業場の排水規制や生活排水対策等を行うとともに、公共用水域の水質の常時監視を実施しています。生活排水の流入等が多い一部の河川では依然として改善が十分ではない状況にあり、また、霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の水質は近年横ばい又は改善傾向にあるものの、十分な改善には至っていません。

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るための施設として大きな役割を担う下水道の普及率は令和3年度（2021年度）末において64.1%であり、全国平均の80.6%に対して低い状態となっています。また、地下水汚染の未然防止、早期発見及び拡散防止を行う必要があります。県内の地下水質の概況を把握するため、県内各地で地下水質の調査を実施しており、一部の井戸では環境基準を超過していたため、これらの地点では、周辺の井戸を対象に、より詳細な調査を実施しています。

このため、良好な水環境の保全に向けて、「水質汚濁防止法」に基づき水質の常時監視を継続するとともに、事業場等の指導を徹底することや下水道の整備などにより、負荷量の削減を図ることが必要となります。

■ 施策展開の方向

河川、湖沼、地下水質等の水質汚濁の状況や環境基準の達成状況を把握するため、水質測定計画を策定し、継続的に水質の監視を実施するとともに、水質汚濁を未然に防止するため、「水質汚濁防止法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」及び「霞ヶ浦水質保全条例」に基づき、工場・事業場に対しては排出水の排水基準の遵守について指導し、畜産農家に対しては「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき管理基準が遵守されるよう指導します。

生活排水対策については、市町村と連携を図り下水道等の整備を促進するとともに、下水道等への早期接続や浄化槽の適正な維持管理の指導など、県民の浄化意識を高める取組を進めます。

水源地域に関しては、間伐等の森林整備を進め、森林の水源涵養機能*の維持を図るとともに、雨水の地下浸透等の水循環や資源としての水の保全・確保を推進します。

■ 具体的施策

(1) 水質の監視観測・調査研究

- ・河川、湖沼、海域等の公共用水域における水質の汚濁状況及び水質環境基準の達成状況を把握するため、水質測定計画に基づき、BOD*、COD*等の生活環境項目について公共用水域の水質の監視測定を行います。
- ・地下水質の汚濁状況及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況を把握するため、地下水の水質測定計画に基づき、環境基準項目について、地下水質の監視測定を行います。

(2) 工場・事業場等の排水対策

- ・「水質汚濁防止法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」及び「霞ヶ浦水質保全条例」に基づき、工場・事業場に対しては、法令に基づく施設の届出や立入検査、排出水の水質検査等を実施することで、排出水の適正処理等の指導を行い、公共用水域の水質の保全に努めます。
- ・「水質汚濁防止法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」の排水基準が適用されない小規模の事業場に対しては、条例の規則や指導要綱に基づき、排出水を適正に処理して放流するよう指導します。
- ・畜産農家に対しては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準を遵守するよう指導します。
- ・霞ヶ浦流域の農家に対しては、「霞ヶ浦水質保全条例」に基づく標準施肥基準を遵守するよう指導します。
- ・「水質汚濁防止法」などにより有害物質を取り扱う事業者に対して、構造基準の遵守、定期点検の義務を課すことで、地下水汚染の未然防止と汚染の早期発見及び汚染の拡散防止に努めます。

(3) 生活排水対策

- ・生活排水による河川・湖沼等の水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施主体である市町村と連携して、下水道、農業集落排水施設等の整備促進、単独処理浄化槽に代わる合併処理浄化槽の普及を図るとともに、啓発パンフレット等を作成し、下水道等への早期接続や浄化槽の適正な管理など県民の水質汚濁負荷低減に関する意識の向上を図ります。

(4) 森林等による水質保全と水の有効利用

- ・適切な森林整備と森林資源の循環利用の推進等により、森林が有する保水、水質浄化機能の向上を図り、水源涵養機能の維持に努めます。

(5) 多様で健全な水循環の保全と利用

- ・水循環の適切な保全管理のため、県内での「流域水循環計画」あるいは「流域マネジメント」に相当する計画の策定を進め、流域の総合的かつ一体的な管理に努めます。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
公共用水域の環境基準の達成率		
河川 (BOD)	76.1%	100%
海域 (COD)	81.8%	100%
湖沼 (COD)	0.0%	100%
	【令和 3 年度】	【令和 14 年度】
污水処理人口普及率	86.8%	90.8%
	【令和 3 年度】	【令和 7 年度】

●●● 流域マネジメント ●●●

国の水循環基本計画では、流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ又は改善するため、様々な取組を通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動することとしており、これを「流域マネジメント」といいます。

流域マネジメントは全国の各流域において理想を共有し、それぞれの立場で主体的に取組を行うことにより、健全な水循環の維持又は回復を目指すものであり、さらには、その地域の価値向上や経済活性化にも繋げていくことを目指しています。

なお、水循環基本計画では、流域マネジメントの取組を進めるに当たっては、流域ごとに「流域水循環協議会」を設置し、当該流域の流域マネジメントの具体的な内容を定める「流域水循環計画」を策定することとしています。



出典：内閣官房水循環政策本部事務局ウェブサイト

■ 現状と課題

土壌の汚染は、自然由来の場合を除き、ほとんどが事業活動に伴い排出される重金属類や化学物質等の有害物質を含んだ排水、ばい煙等によってもたらされます。汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用摂取すること等により、人の健康に影響を及ぼすおそれがあることから、工場の廃止等に際して土壌汚染の状況を適切に把握することや、汚染が明らかになった土地については、知事等が指定区域として指定し、健康被害の防止に係る必要な措置について、土地所有者等を指導しています。

地盤環境に関しては、地盤沈下が最も大きな問題となっており、地下水の過剰な汲み上げによってその水位が低下し粘土層が収縮することがその原因とされています。

県では、利根川の旧河道の沖積層を中心に県南・県西地域で地盤沈下が生じているため、これらの地域を中心に精密水準測量を実施しています。令和3年度(2021年度)の調査結果では、年間最大沈下量は境町下小橋の0.97cmとなっています。地下水の水質保全や水循環の確保に努めるとともに、地下水から表流水への転換を図るため、水道用水や工業用水の施設整備を行う必要があります。

■ 施策展開の方向

土壌汚染による人の健康被害を未然に防止するため、「土壌汚染対策法」に基づき、土地所有者等に対して、土壌の汚染状況の把握や汚染土壌の適正な管理・処分に関する指導を行います。また、有害物質を取り扱う事業場に対し、関係法令に基づく地下浸透防止措置等の徹底を図り、汚水等による土壌汚染の防止を図ります。

■ 具体的施策

(1) 土壌汚染対策

- ・「土壌汚染対策法」に基づき、有害物質使用特定施設の廃止や土地の形質変更に際して、土地所有者等による土壌汚染状況調査の実施や、調査により汚染が明らかになった土地を指定区域として指定し、汚染土壌の除去等に係る指導を行います。

(2) 地盤沈下対策

- ・「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全地域及び観測地域に指定された県南・県西地域を中心に、精密水準測量による沈下量の観測を実施し、地盤沈下の状況を把握します。
- ・水資源である地下水を適正に利用し、過剰な汲み上げによって地盤沈下を生じさせないようにするため、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」などによる揚水の規制や指導等を通じて適正な利用を図るとともに、関東の他県と協力して広域的な対策を推進します。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
地盤沈下面積(2cm以上沈下)	0km ² 【令和3年度】	各主体が一体となって、改善を図る

2-4 化学物質の環境リスク対策

■ 現状と課題

化学物質は、産業活動や日常生活の様々な場面で利用され、私たちの生活に利便を提供しています。また、化学物質の中には、物の焼却等に伴い非意図的に発生するものや、適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生活環境に有害な影響を及ぼすものもあります。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」に基づいた PRTR*制度により、令和 2 年度（2020 年度）に県内で届出のあった事業所は 1,051 件であり、届出排出量と移動量の合計は、12,643t/年で全国 9 位となっています。

県では環境中の化学物質の調査を毎年行っており、令和 3 年度（2021 年度）における有害大気汚染物質のベンゼン*、トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*及びジクロロメタン*について、全ての測定地点で環境基準を達成しています。なお、同年の水質の健康項目の結果についても、全ての測定地点で環境基準を達成しています。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境中のダイオキシン類*の存在状況等の調査を行っており、公共用水域の一部の地点の水質を除いて環境基準を達成しています。

人や生態系へ有害な影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を持つ化学物質については、適切な管理・使用により、環境への排出量を減らし、環境リスクを総体的に低減させていくことが必要です。また、化管法により、事業者による自主的な化学物質の環境中への排出削減を進めており、年々排出量は減少していますが、なお多くの化学物質が環境中に排出されており、より一層の削減を進めることが求められています。

令和 2 年（2020 年）6 月に「大気汚染防止法の一部を改正する法律」等が公布され、一部の規定を除き令和 3 年（2021 年）4 月から施行されました。これにより、全ての石綿含有建材が規制対象となるなど、解体等工事に伴うアスベスト*の飛散防止対策が強化され、その円滑な運用がなされるように対応することが求められています。

■ 施策展開の方向

環境リスクの低減を目指し、事業活動による化学物質の排出量の管理や周辺環境へのばく露防止を徹底するとともに、事業所からの移動の実態を把握し、化学物質の取扱者に対して適切な使用・管理の指導を徹底します。また、環境リスク情報の収集・検討を行うとともに、必要な化学物質の総合的なリスク対策を強化していきます。

有害化学物質やダイオキシン類等について、引き続き測定を実施するとともに、工場・事業場に対して指導するなど、関連する法令に基づき適切な対策を推進します。

■ 具体的施策

(1) 化学物質の総合的なリスク対策

- ・化学物質による環境リスクを低減するため、事故の未然防止対策及び事故発生時の措置等を規定した「化学物質適正管理指針」に基づき、工場・事業所への指導・啓発に努めるとともに、化管法の円滑な運用を図り、必要な情報を提供することで、事業者による化学物質の自主管理の改善を促進します。
- ・国及び他の地方公共団体との連携・協力を図り、環境リスク対策を推進します。

(2) ダイオキシン類対策

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類の監視を実施するとともに、工場・事業場におけるダイオキシン類の排出抑制を図るため、特定施設ごとの排出量の把握や立入検査等の指導の充実に努めます。

(3) 有害物質対策

- ・有害大気汚染物質による健康影響の未然防止を図るため、有害性や大気環境濃度からみて健康リスクが高いとされる優先取組物質について監視を継続するとともに、「大気汚染防止法」等に基づき、排出を抑制する対策を推進します。
- ・「水質汚濁防止法」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質の排出規制や地下浸透規制等を徹底し、湖沼や河川、地下水の水質汚染防止対策を推進します。

(4) アスベスト対策

- ・「大気汚染防止法」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、労働基準監督署など関係機関とも連携を図りながら、吹付けアスベスト等の特定建築材料が使用されている建築物の解体・改造・補修を行っている作業現場等への立入検査を実施し、作業基準等の遵守状況の確認や指導を行い、飛散防止対策を徹底します。
- ・一般大気中のアスベスト濃度の調査を引き続き実施します。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
ダイオキシン類の環境基準の達成率		
大気（測定地点）	100%	100%
土壌（測定地点）	100%	100%
公共用水域水質（測定地点）	94.3%	100%
公共用水域底質（測定地点）	100%	100%
地下水（測定地点）	100%	100%
	【令和3年度】	【令和14年度】
河川、湖沼及び海域等公共用水域の環境基準の達成率（健康項目）	100%	100%
	【令和3年度】	【令和14年度】
有害大気汚染物質の環境基準の達成率	100%	100%
	【令和3年度】	【令和14年度】
化管法による化学物質の排出量・移動量の総量	12,643t	化学物質の排出量・移動量の削減に努める
	【令和2年度】	

2-5 原子力災害からの環境再生の推進

■ 現状と課題

県では、東海・大洗地区の原子力施設の立地に伴い、同地区及びその周辺における環境放射線の常時監視や農林水産物等の環境試料の分析測定を行い、県民の安全確保や環境への影響把握に努めてきました。さらに、福島第一原子力発電所事故に伴い、国及び県では放射線監視測定局等を増設し、放射線の監視体制を強化するとともに、農林水産物等の放射能の分析測定を実施しています。

また、「放射性物質汚染対処特措法」に基づく調査測定において、空間線量率*が毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ 以上の地域が含まれていた19の市町村は、同法に基づき、汚染状況重点調査地域として指定されていましたが、除染活動を進めてきた結果、平成29年(2017年)3月末時点で、全ての市町村において、除染実施計画に基づく除染等の措置を完了しています。

今後は、県民の安全安心を確保するため、引き続き環境放射線等の測定・分析結果の公表や、原子力及び放射線に関する基礎知識等について普及啓発を行う必要があります。

■ 施策展開の方向

国及び県による県内全市町村における空間線量率の測定を継続し、環境試料の分析測定とともに県等のホームページ等で公表することにより、県民不安の解消に努めるとともに、県民の放射線に対する不安解消や原子力に係る基礎知識の普及のために、引き続き広報活動を推進します。

■ 具体的施策

(1) 放射線モニタリングの実施

- ・引き続き、県内全域において環境放射線の常時監視等を行うとともに、環境試料のモニタリングを実施し、測定結果を県民に公表します。
- ・緊急時には環境放射線監視センターに隣接する原子力オフサイトセンター内に立ち上がる緊急時モニタリングセンター等と連携を図り、迅速な放射線・放射能の測定分析や情報提供等に努めます。

(2) 放射線に対する不安の解消等

- ・県民を対象とした健康診断や県ホームページ等を活用した情報提供を行い、放射線及び放射性物質の健康影響等に対する不安の解消に努めます。
- ・各地域へ専門家を派遣する講演会の開催、広報紙や副読本の発行等を通じて、原子力や放射線等に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・農林水産物や加工食品等については、引き続き、きめ細かな放射性物質の検査を徹底し、食の安全・安心の確保に努めます。

第3節 湖沼環境保全対策の推進

■ 関連する主なSDGs



3-1 霞ヶ浦の水環境保全対策

■ 現状と課題

茨城県、栃木県及び千葉県の一部を流域とする霞ヶ浦は、湖面積 220km²、流域面積 2,157km² に及ぶ日本で 2 番目に大きい湖沼です。霞ヶ浦は、古くから人々に多様な恵沢をもたらしてきたかけがえのない貴重な資産ですが、湖面積が広いうえに水深が浅く、また湖水の交換日数が約 200 日かかることなどから、元来水質が汚濁しやすい湖です。

昭和 40 年代後半から人口増加や生活様式の多様化、産業活動の進展などに伴い水質の汚濁が進行したことから、霞ヶ浦では「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」による規制や保全計画に基づく取組を進めてきました。

また、昭和 60 年度（1985 年度）に「湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼」に指定されて以来、湖沼水質保全計画を通して様々な施策を進めてきました。

そして、平成 19 年度（2007 年度）には、従来の「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を全面改正し、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」として、流域の全ての生活者・事業者の適切な排水処理の実施を推進してきました。さらに、平成 31 年（2019 年）3 月に同条例を改正し、小規模事業所が排水基準を超過した際、改善命令や罰則が適用できるようにし、令和 3 年（2021 年）4 月から施行しました。

加えて、平成 20 年度（2008 年度）から導入した森林湖沼環境税*を活用し、霞ヶ浦の水質保全対策を総合的、計画的に推進しています。

霞ヶ浦は本県にとってかけがえのない貴重な資産であることから、その恵みを将来にわたって享受できるよう、関係機関及び関係者との幅広い合意と協力のもと湖沼環境を保全し、自然と人との共生を目指す必要があります。

■ 施策展開の方向

霞ヶ浦の水質を着実に改善していくよう、浄化効果が高い対策に重点化して、水質浄化対策を実施します。また、長期ビジョンである「泳げる霞ヶ浦」及び「遊べる河川」をできる限り早期に実現できるよう、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」に基づき、流域内の生活排水対策や畜産対策、さらに農地・市街地等からの流出水対策等、全ての汚濁発生源で例外なく排出負荷の削減に取り組むとともに、霞ヶ浦を身近に感じ環境を大切にすることを育む環境学習の推進などを行います。

■ 具体的施策

(1) 水質保全対策

- ・生活排水対策については、下水道や農業集落排水施設の整備・接続、高度処理型浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換を促進します。
- ・工場・事業場排水対策については、霞ヶ浦一般事業場等（小規模事業所）へ重点的に立入検査を実施し、排水基準遵守の徹底を指導します。
- ・畜産対策については、家畜排せつ物の適正な管理や利用及び堆肥の広域流通を促進します。
- ・農地対策については、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上削減した環境にやさしい農業や土壌診断に基づく適正施肥を指導するとともに、農業排水の流出負荷を軽減します。
- ・漁業対策については、未利用魚の回収、環境に配慮した養殖を実施します。
- ・霞ヶ浦周辺の自然環境は、水質の保全にも重要な役割を有していることから、適切な森林整備や湖岸植生帯の再生・保全などを推進します。

(2) 地域住民等の意識の高揚と参画の促進

- ・霞ヶ浦について楽しく学びながら環境を大切にすることを育むことができるよう、霞ヶ浦環境科学センターの展示室等を活用した体験型の環境学習や、霞ヶ浦の湖上体験学習等を行い、霞ヶ浦をはじめ県内の環境について、楽しく学びながら環境を大切にすることを育みます。
- ・自然観察会や霞ヶ浦学講座等、霞ヶ浦を身近に感じることができる機会を提供するとともに、環境学習や環境保全活動を指導・推進することができる人材を育成するため、環境学習指導者講座等を実施します。
- ・地域住民等の理解と積極的な参画が得られるよう、啓発の機会や場を設けるとともに、水質浄化活動等を行う団体に対する支援など地域住民等の取組を支援します。

(3) 調査・研究

- ・水質や植物プランクトンについての詳細調査を実施し、COD変動の直接の要因である植物プランクトンの増殖要因の解析やシミュレーションモデルを用いた湖内水質変動解析を行い、行政施策や気象等による水質への影響の検証、気候変動に伴う水質変動の予測など、短期的・長期的な湖内水質変動についての科学的な解析を実施します。
- ・霞ヶ浦の豊かさを評価する生態系サービスに関する研究や農地からの汚濁物質の削減手法に関する研究などを行います。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
霞ヶ浦に流入する汚濁負荷量 (COD)	9,094t/年 【令和2年度】	8,660t/年 【令和7年度】
下水道接続人口	556.0千人 【令和3年度】	563.8千人 【令和7年度】
下水道接続率	91.6% 【令和3年度】	92.8% 【令和7年度】
農業集落排水施設接続人口	48.7千人 【令和3年度】	48.4千人 【令和7年度】
農業集落排水施設接続率	83.8% 【令和3年度】	87.1% 【令和7年度】
高度処理型浄化槽設置基数	21,677基 【令和3年度】	27,716基 【令和7年度】
堆肥の流域外利用量	95,133t/年 【令和3年度】	98,800t/年 【令和7年度】
霞ヶ浦湖岸の水生植物帯 (ヨシ) 造成面積	76,479m ² 【令和3年度】	88,179m ² 【令和7年度】
未利用魚回収量 (霞ヶ浦)	372.2t/年 【令和3年度】	320t/年 【令和4~14年度】

●●● 霞ヶ浦自然観察会 ●●●

茨城県霞ヶ浦環境科学センターでは、霞ヶ浦とその流域の自然とともに生きる魚類や植物、鳥類、昆虫などの生きものを楽しみながら学ぶ、霞ヶ浦自然観察会を開催しています。霞ヶ浦がはぐくむ豊かな自然や生きものに直接触れることで、霞ヶ浦のファンが増えることを第一に、霞ヶ浦と流域にも様々なタイプの自然があり、その多様な自然や生きものの中から、開催時期にあった観察対象をテーマに取上げ、観察を行っています。



出典：茨城県霞ヶ浦環境科学センター

3-2 涸沼・牛久沼の水環境保全対策

■ 現状と課題

涸沼は、上流から涸沼川、寛政川などの河川が流入するとともに、満潮時には下流の那珂川から涸沼川を経て塩水が遡上する天然の汽水湖です。西浦、北浦に次ぐ県内3番目の広さの湖であり、魚介類の漁場であるとともに、希少動植物の生息場所にもなっています。また、野鳥や渡り鳥も多く見られ、湖面及び湖岸の景勝地は、憩いの場、レクリエーションの場として県内外の人々に広く利用されています。平成27年（2015年）5月28日には、国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、「湿地及び動植物の保全」と「賢明な利用（ワイズユース）」、これらを促進する「交流・学習」に取り組んでいます。一方で、湖沼等の閉鎖性水域においては、人々の営みが湖内や流入河川の水環境の負荷となるだけでなく、近年では気候変動が生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。

牛久沼は、谷田川及び西谷田川が小貝川の堆積作用により堰き止められて形づくられた浅く小さな湖沼です。涸沼と同様に、農業用水や漁場としての利用はもとより、釣りなどのレクリエーションや憩いの場、自然観察の場として貴重な財産になっています。しかしながら、牛久沼流域は、人口増加が見込まれることから、流入する汚濁負荷量の増加を防ぎ、牛久沼の水質を改善するため、関係機関や地域住民が協力し、水質保全活動に取り組んでいくことが必要です。

今後、引き続き下水道等の生活排水対策や畜産対策、工場・事業場排水対策等を進めるとともに、湖沼や流入河川の浄化対策を推進し、自然の水質浄化機能の維持・向上を図るなど、涸沼及び牛久沼流域の総合的な環境保全に努める必要があります。

■ 施策展開の方向

計画的かつ総合的な水環境保全対策を推進します。また、地域住民や市民団体等が取り組む浄化実践活動を支援するとともに、霞ヶ浦環境科学センターにおいて涸沼及び牛久沼の水質の監視、観測及び調査研究に取り組みます。

■ 具体的施策

（1）涸沼の水環境保全対策

- ・ 計画的かつ総合的に水質保全対策を推進していくため、県関係機関による連絡会議を開催し、事業を推進します。
- ・ ラムサール条約の目的である「湿地及び動植物の保全」と「賢明な利用（ワイズユース）」、「交流・学習」を踏まえ、良好な水環境を目指すための施策を推進します。
- ・ 地域が一体となった浄化実践活動を推進するため、県民、団体、事業者及び行政で構成する「クリーンアップひぬまネットワーク」を中心として、水質保全に向けた普及啓発や自主的な水質保全活動の促進に努めます。

(2) 牛久沼の水環境保全対策

- ・計画的かつ総合的に水質保全対策を推進していくため、県関係機関による連絡会議を開催し、事業を推進します。
- ・地域が一体となった水質浄化活動や生態系の保全活動を推進するため、流域市等で構成される牛久沼流域水質浄化対策協議会の活動を支援し、外来種の駆除や水質保全に向けた普及啓発や自主的な水質保全活動の促進に努めます。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
涸沼の流入汚濁負荷量 (COD)	1,723t/年 【令和2年度】	1,642t/年 【令和7年度】
牛久沼の流入汚濁負荷量 (COD)	443t/年 【令和2年度】	415t/年 【令和7年度】

●●● クリーンアップひぬまネットワーク ●●●

「クリーンアップひぬまネットワーク」は、涸沼流域の住民、団体、企業、行政、学校で構成されています。

流域の清掃活動や自然観察会、各種環境イベントでのPR、水質浄化ポスターの募集などを実施し、涸沼の水質浄化や自然環境の保全に取り組んでいます。



第4節 循環型社会づくりの推進

■ 関連する主なSDGs



4-1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等

■ 現状と課題

県内における廃棄物の排出状況を見ると、ごみの排出量は、令和2年度（2020年度）で1,027千tであり、ごみを排出する一単位である世帯数が増加し続けているなど、県民1人あたりに換算した量は減らしにくい状況になっています。また、産業廃棄物の排出量は、平成30年度（2018年度）で11,547千tであり、その5年前の調査結果に比べ、東日本大震災後の経済回復等によって増加がみられる状況となっています。

県民や事業者の環境に対する意識の高まりや、各種リサイクル法による再資源化のシステムが社会へ浸透したこと等によって、廃棄物の分別等の再資源化に係る取組が一般的に行われるようになりました。しかし今、国内における急激な人口の減少、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への変化などに加え、世界的な人口増加や新興国の経済発展、気候変動の影響などにより、資源制約の強まりや食料需給のひっ迫が懸念されているなど、社会経済情勢が大きく変化しようとする局面であり、これまで以上に廃棄物の減量・再資源化を進め、天然資源の消費の抑制や環境負荷の低減を図ることや、社会経済情勢の変化に的確に対応し、持続可能な循環型社会を構築していくことなどが求められています。

このため、全ての県民や事業者、行政等が廃棄物処理の当事者として、それぞれの立場において、主体的かつ積極的に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実践していくことに加え、各種リサイクル法等による再資源化の推進、循環型社会の形成に必要な社会基盤である廃棄物処理施設の安定的な確保などの基盤の整備を進める必要があります。

■ 施策展開の方向

持続可能な循環型社会の形成に向けて、様々な主体と連携・協力を図りながら、食品ロスの削減やプラスチック資源の有効利用などの3Rに関する各主体の取組を促進するとともに、各種リサイクル法や分野ごとに行われる再資源化の取組を推進し、資源の循環的利用を促進します。

また、それを支える廃棄物処理施設の確保などの基盤の整備を進めます。

■ 具体的施策

(1) 3Rの推進

- ・県民や事業者等のごみ処理に関する問題意識の向上や、県民等による主体的な3R行動を促進するため、一般廃棄物処理の統括的責任を有する市町村をはじめ、様々な主体との連携・協力により、県民に身近な場所での普及啓発を図ります。このため、例えば、児童・生徒を対象とした3Rをテーマとするポスター・標語コンテストや食品ロス削減啓発教材の普及などの教育機会の提供に取り組むほか、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、飲食店等による店頭回収や簡易包装、食品ロス削減の実践、及び消費者への啓発などを連携して行います。
- ・市町村における地域に応じた再資源化等の取組を促進するため、ペットボトルの水平リサイクルの普及などの容器包装リサイクルの促進、使用済小型家電等の回収体制の充実、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく使用済プラスチック製品の分別回収の拡大を図るとともに、資源回収活動を行う団体等に対する顕彰等を通じて、排出側・処理側の双方に対して、持続可能な取組の推進を働きかけます。
- ・排出事業者による産業廃棄物の再資源化の取組を促進するため、茨城県廃棄物再資源化指導センターにおいて、廃棄物の種類や性状に応じた専門的な相談に対応するとともに、再資源化に係る情報発信を行います。

(2) 循環型社会形成に向けた基盤づくり

- ・市町村の3R施策の基幹となるごみ処理施設については、将来にわたり安定的かつ効率的な処理体制を確保する観点から、国の交付金制度を活用した施設整備や老朽化対策を促進するとともに、効率的かつ経済的な処理体制を構築する観点から、施設の広域化等の検討を進めます。
- ・本県産業の持続的発展と循環型社会形成に不可欠な産業廃棄物処理施設については、県内の管理型最終処分場の残余容量が減少している状況を踏まえ、公共関与により、日立市諏訪町で計画している最終処分場について、地域と共生を図りながら、整備を進めます。

(3) 分野別対策の推進

- ・各主体と連携し食品ロスの削減や未利用の食品資源の有効活用を図るとともに、事業者や消費者に対し普及啓発を行うことで、食品ロス削減に向けた意識や行動の変容を促進します。
- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜ふん尿の適正な管理や、畜産農家の良質堆肥生産と耕種農家との耕畜連携を進めます。また、茨城県園芸リサイクルセンターにおける農業由来の使用済プラスチックの回収・リサイクルに取り組むほか、「食品リサイクル法」による地域ごとのリサイクルループ*の形成などの地域のつながりによる循環型農業を推進します。

- ・建設廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進していくとともに、資材の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図ることにより、建設副産物のリサイクルを推進します。
- ・県管理の浄水場や下水処理場から発生する浄水発生土や下水道汚泥については、セメント原料化等のリサイクルを推進するとともに、より効率的で環境への負荷が少ない再生利用方法の検討を進めます。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
ごみ排出量	1,060 千 t 【平成 30 年度】	980 千 t 【令和 7 年度】
一般廃棄物最終処分量	84 千 t 【平成 30 年度】	80 千 t 以下 【令和 7 年度】
産業廃棄物発生量	11,547 千 t 【平成 30 年度】	11,000 千 t 【令和 7 年度】
産業廃棄物最終処分量 (石炭火力の港湾埋立量除く)	145 千 t 【平成 30 年度】	136 千 t 以下 【令和 7 年度】
建設廃棄物リサイクル率	98.7% 【平成 30 年度】	98% 【令和 6 年度】 (達成基準値)
建設発生土リサイクル率	87.2% 【平成 30 年度】	85% 【令和 6 年度】 (達成基準値)
下水汚泥リサイクル率	74.8% 【令和 2 年度】	84.6% 【令和 9 年度】

●●● プラスチック資源循環 ●●●

プラスチックは、現代社会に不可欠な素材ですが、プラスチックによる海洋汚染や、気候変動問題、令和 32 年（2050 年）までにカーボンニュートラルの実現を目指すなど、プラスチックをとりまく様々な環境問題や状況変化に対応していくには、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していくことが必要です。

プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチックのライフサイクル全般に関わる事業者・地方公共団体・消費者の全体で、3R+Renewable に取り組むことが重要です。



**プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル**

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が2022年4月1日からスタート!

出典：環境省特設ウェブサイト「プラスチック資源循環」

4-2 廃棄物の適正処理の推進

■ 現状と課題

循環型社会形成に向けては、3R が促進されるとともに、循環的利用ができない廃棄物は適正処理が確保される必要があります。

県内での産業廃棄物の不法投棄事案の発生件数は、令和3年度（2021年度）で171件となり、過去最少であった平成29年度（2017年度）の77件に比べ2倍以上に増加しており、近年は特に、深夜や早朝などの人目に付きにくい時間帯を狙い、空地や道路脇など場所を選ばず、ダンプカー1~2台分の比較的少量の廃棄物をゲリラ的に投棄する「ゲリラ投棄」の増加が顕著となっています。

また、県内全市町村が「ごみのポイ捨て防止に関する条例」を制定しており、各市町村でポイ捨て防止の呼びかけや県民が参加するごみ拾い活動の支援、海岸漂着物の回収・処理など、環境美化やまちづくりの取組が行われていますが、海洋プラスチックごみ問題など新たな課題の解決に向けて、こうした取組のより一層の深化が求められます。

不法投棄に限らず、周辺環境や人の健康に影響を及ぼすリスクや、大気や海洋などの環境負荷をできる限り軽微なものにするため、廃棄物の排出、保管、収集運搬、処理の一連の過程において適正処理を確保することが必要です。

絶縁体として電気機器に使用されていた PCB*、保温断熱材として使用されていた吹付石綿（アスベスト）は既に使用が禁止されており、令和3年（2021年）1月からは、「水銀に関する水俣条約」によって高圧水銀灯の製造等が禁止されました。かつて一般的に使用された製品等は、その役割を終了して廃棄物として排出されるため、廃棄物に含まれる有害物質のばく露や処理に伴う有害物質の生成等を抑制するよう、適正に管理されることが必要となっています。

■ 施策展開の方向

不法投棄や無許可残土処分等の撲滅に向けて、関係機関との連携の下、事案の傾向等の変化に応じた監視・指導体制の強化に取り組むとともに、通報体制の充実にも取り組み、県民等にも広く協力を求めながら、捨てづらい環境づくりを進めます。また、排出事業者責任の徹底を図り、PCB等の有害廃棄物の適正処理の促進や、産業廃棄物処理におけるコンプライアンスの遵守と、減量化、再資源化の取組を促進します。

資源循環において重要な役割を担う産業廃棄物処理業者等については、廃棄物処理に係る県民の不信感の払しょくや地域との調和を図るため、適正処理の確保や施設設置等に係る地域との合意形成を進めます。さらに、ごみ散乱防止、有害使用済機器の適正保管や違法な不用品回収業者対策、建設残土の適正処理、海岸漂着物の回収・処理、高齢化社会に対応したごみの回収体制の構築など、地域の実情や社会情勢の変化に応じて、市町村と相互に連携して必要な対策を講ずるとともに、市町村の施策に係る情報提供や助言を行います。加えて、建設残土等による埋立て等の適正化を図るため、県条例に基づく許可制度等の厳格な運用を行います。

■ 具体的施策

(1) 不法投棄対策

・ゲリラ投棄対策として、監視・指導に係る機動力を強化するため、令和3年度(2021年度)に設置した不法投棄等機動調査員については、夜間、早朝を含めた重点警戒ポイント等の巡視を行うとともに、関係機関等からの情報収集、不審車両の追跡や不法投棄等の不適正行為の現場の封鎖など、その機動力を生かした早期対応を行います。

また、監視カメラによる24時間体制の現場の監視や、ドローンを用いた3次元測量等により客観的な情報の収集を行い、警察等関係機関との情報共有を図るとともに、市町村職員に対して、知事の権限に属する立入調査権を付与するなど、警察や市町村との連携強化を図り、不法投棄事案等の早期解決を図ります。

加えて、外部委託による休日夜間のパトロールの実施など、不断の監視体制づくりを進めます。

・不法投棄110番の運用に加え、ごみ拾いアプリ「ピリカ」を本県用にカスタマイズした不法投棄監視アプリの活用拡大を図るとともに、事案の解決につながる有益情報の提供者を対象とする報奨金制度の運用を行います。また、ボランティアU.D.監視員*の委嘱や各種業界団体等との監視協定の締結などの通報体制の充実を図り、不法投棄等の発生を多くの人々の目で警戒する体制づくりを進めます。

さらに、不法投棄防止強調月間における集中的な広報やSNS等を活用した情報発信を行い、発見時の通報の協力や、土地所有者が行うべき自衛措置等について、県民に広く訴求します。

・不法投棄事案の行為者や関与した土地所有者、廃棄物の発生源である排出事業者、その他のあつ旋行為を行った者など、事案に関与した者の責任を徹底的に追及し、廃棄物の撤去等を厳しく指導します。また、不法投棄等による生活環境上の支障の除去等を目的とする「茨城県有害廃棄物等撤去基金」の適切な運用を行います。

(2) 廃棄物等の適正処理の推進

・PCB 廃棄物の期限内処理を促進するとともに、アスベスト廃棄物の適正処理を確保するため、これらの廃棄物の保管や建築物の解体を行う事業者に対し、情報提供や巡回指導等を行います。

・民間の廃棄物処理施設設置者や有害使用済機器の保管業者、使用済自動車の解体業者等に対する立入検査を計画的かつ臨機応変に実施し、法令による基準の遵守状況や火災等事故発生リスクの確認を行い、廃棄物処理等に伴う環境への影響の未然防止に努めます。仮に、不適正な処理等を確認した場合には、行政処分の実施等により改善を求めるなどの厳格な対応を行い、適正処理を確保します。

また、適正処理に関する講習会等の開催により、廃棄物処理の担い手育成を支援するほか、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画について、県ホームページにより、毎年度、公表します。

- ・「エコフロンティアかさま」については、適正な管理を行うとともに、地域とのリスクコミュニケーションに努め、循環型社会におけるモデル的な運営を行います。
- ・廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事前審査制度の運用により、施設の環境対策はもとより、地域住民との合意形成を図ることにより、地域と調和する施設の設置を進めます。
- ・産業廃棄物を県外から県内へ搬入して処分する場合は、事前協議制度により、排出事業者責任において適正処理が確保された処理方法が選択されるよう指導します。
- ・ごみの適正処理に関する県民意識の向上を図るため、様々な機会を捉えて、普及啓発を行います。
また、高齢者の一人暮らし世帯の増加や新しい生活様式への変化などの社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築に向けて、市町村に対する情報提供や研修機会の創出を図ります。
- ・海岸漂着物や漂流ごみの回収・処理を行う市町村の取組を支援するとともに、漂着物のモニタリング調査を行います。
- ・建設残土等の適正な埋立て等を確保するため、県条例に基づく許可制度の厳格な運用を行うとともに、許可地の巡回パトロールや土砂の発生源の追跡調査等を行います。
- ・上記各施策の実施に当たっては、市町村等関係機関との連携を図りながら、廃棄物の適正処理の確保等に努め、地域環境の保全を図ります。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
不法投棄等新規発見事案件数	171 件 【令和 3 年度】	80 件以下 【令和 7 年度】

●●● 不法投棄通報アプリを活用した対策 ●●●

県では、ごみ拾いを発信・交流するために開発されたアプリ、ゴミ拾い SNS「ピリカ」の「通報機能」を活用しています。

本アプリを活用することで、県内で不法投棄された廃棄物の状況を簡単に投稿することができます。

また、投稿された不法投棄に関する情報は、位置情報や写真などの情報も含めて、リアルタイムで県に情報が提供されます。



第5節 生物多様性の保全と持続可能な利用

■ 関連する主なSDGs



5-1 生物多様性の保全

■ 現状と課題

気候変動等の地球環境の変化に加え、近年、国では本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えており、里地里山の管理の担い手が不足し資源が十分に活用されないことが、国内の生物多様性の損失の要因の一つになっています。地域の森林・農地や鳥獣の管理の担い手が減少・高齢化していくことで鳥獣被害が深刻化し、地域の持続可能性を脅かすことが懸念されています。

県では、「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略 2012-2020」に基づき、平成26年（2014年）10月に生物多様性保全に関する県としての基本目標や具体的な施策を盛り込んだ「茨城の生物多様性戦略」を策定し、多様な主体の連携・協働や本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を進めています。

また、自然公園*内での各種行為により動植物に与える影響を軽減するため、一定規模以上の開発を行う事業者には事前総合調査を行わせるなど、希少野生生物の保護に努めているほか、鳥獣保護区の指定を行うこと等により野生鳥獣の保護に努めています。しかし、近年の野生動植物を取り巻く状況はより複雑さを増し、状況に応じたより専門的な保護対策の実施が必要になっています。

野生動植物の生息・生育状況について最新情報を県民に提供し、生物多様性の保全の重要性を啓発するとともに、行政と県民の協働による希少種の保護や、外来生物*の駆除・防除の活動を推進していくことが必要です。また、県内における各種整備事業においても生物多様性が保全されるように、市町村等関係機関間での野生動植物の生息・生育状況などの情報共有や理解の向上を図ることが必要です。

■ 施策展開の方向

県内の野生動植物について適切な保護・管理を行うため、生息・生育状況の実態把握を行うとともに、多様な生態系の健全性を維持・回復するため、野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取組を実施し、生物多様性の保全を図ります。

また、野生鳥獣対策を進めるとともに、外来生物の定着の予防や必要な除去・防除対策に取り組めます。

■ 具体的施策

(1) 生物多様性地域戦略の改定

- ・国の生物多様性国家戦略の改定等を踏まえ、「茨城の生物多様性戦略」の改訂を検討します。
- ・生物多様性の恵みを次の世代へ引き継ぐことができるよう、生物多様性の保全に対する直接的な取組に加え、地球温暖化対策や環境負荷の低減、環境教育の充実など、環境政策全般にわたる総合的な取組を推進します。

(2) 野生動植物の保護・管理

- ・県内の野生動植物について適切な保護・管理を行うため、生息・生育状況の実態把握を行うとともに、県の「鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣の保護繁殖のための鳥獣保護区等の指定や鳥獣保護管理員による管理・保全を行うなど、引き続き鳥獣保護対策を推進します。
- ・イノシシなど一部の野生鳥獣が県内に分布を拡大し、生態系だけでなく、生活環境や農林水産業への被害が生じていることから、「特定鳥獣管理計画」に基づき、被害防止や地域個体群の管理を適切に行うとともに、狩猟者など、その担い手となる人材の育成・確保を図ります。
- ・地域における多様な生態系の健全性を維持・回復するため、野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に向けた取組を引き続き実施し、生物多様性の保全を図ります。
- ・多様な動植物の生息・生育の場として重要な湿地の保全を図るため、ラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地及び涸沼の保全とワイズユースを推進します。

(3) 希少な野生動植物の保護

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況の把握に引き続き努め、その状況に応じて必要な保護対策を講じるとともに、レッドリストやレッドデータブックの見直し検討を行います。また、レッドリストやレッドデータブックを活用し、県民や事業者等に広く希少野生動植物の保護について理解と配慮を求めます。
- ・「茨城県希少野生動植物保護指針」に基づき、各種開発事業において、レッドリストやレッドデータブック掲載種をはじめとする希少野生動植物やその生息・生育環境について適切な保全措置や配慮が実施されるよう、引き続き助言・指導を行います。

(4) 外来生物対策の推進

- ・県内各地に外来生物が蔓延し、地域の生態系への影響が深刻化していることから、ミズヒマワリやオオキンケイギクなど、特に生態系への影響や生活環境被害等が懸念される外来生物については、「外来生物法」に基づく防除実施計画により、市町村等と連携を図りながら計画的な防除に取り組めます。

- ・新たな外来生物の侵入や野生化を防止するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、国や市町村、地域団体等と連携を図りながら、定着の予防や必要な除去・防除対策に取り組みます。

(5) 生物多様性に対する県民理解の促進

- ・生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進するためには、様々な主体が生物多様性について関心を持ち、主体的な行動へと移していくことが重要です。生物多様性の重要性や日常生活とのつながりについて県民の理解が深まるよう、情報発信の強化や環境学習の充実に努め、保護意識の醸成や保全活動の促進を図ります。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
市町村における生物多様性保全活動	37 市町村 【令和 3 年度】	全市町村で実施 【令和 8 年度】
鳥獣保護区 面積 箇所数	59,367ha 79 箇所 【令和 3 年度】	59,367ha 79 箇所 【令和 8 年度】
潤沼水鳥・湿地センター（仮称）の利用者数	—	90,000 人※ 【令和 6～14 年度 累計】
ラムサール条約登録湿地	2 箇所 【令和 3 年度】	(モニタリング)

●●● 30by30 ●●●

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、生物多様性の観点から令和 12 年（2030 年）までに陸と海の 30%以上を保全する目標です。

令和 4 年（2022 年）12 月にカナダ・モントリオールで開催された「生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）」において、主要な世界目標の一つとして定められました。

30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～



出典：生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議「30by30 ロードマップ」

5-2 自然公園等の保護と利用

■ 現状と課題

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、安全・快適な利用に必要な施設を整備して、保健、休養及び教化に役立てるほか、生物多様性の確保にも寄与することを目的として、国土のうち優れた自然の景観区域を選び指定されたものです。

県内には水郷筑波国定公園と9か所の県立自然公園があり、面積は90,896haと、県土面積の14.9%を占めています。また、「茨城県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域34か所645ha（うち特別地区82ha）、緑地環境保全地域44か所114haを指定しています。今後も自然公園の環境を保全していくためには、従来の管理体制を強化するほか、市町村や県民による保全活動と連携のうえ、それぞれの活動を推進していくことが必要です。

また、本県の温泉の大半は県北の山間部及び太平洋沿岸部に分布していますが、近年は土地掘削技術の向上により1,000m以上の大深度温泉掘削が可能となり、温泉が湧き出しにくいと考えられてきた県南・県西地域においても、温泉の掘削がみられるようになりました。近年の状況の変化を把握し、これらの自然環境を保全するために適切に対応していくとともに、自然資源を活かした地域振興についても十分に配慮し、自然とのふれあいを求める県民のニーズに応えながら、自然と人間との共生を目指していくことが必要となります。

■ 施策展開の方向

優れた自然環境を保護するため、自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の維持管理に努めるとともに、適正な利用を推進するため、自然とのふれあいの場の整備や自然公園利用の質の向上に向けた取組を引き続き進めていきます。また、県民に対する自然保護思想の普及啓発を引き続き推進します。

温泉についても、環境保全に配慮し温泉の保護に努めるとともに、適正利用を確保するために指導を実施します。

■ 具体的施策

(1) 自然公園の保護・管理と適切な利用

- ・自然公園の優れた自然環境を保護するため、自然公園法に基づく公園計画（以下「公園計画」という。）による行為規制を行うとともに、各公園の特性に応じた管理の実施や、国定公園管理員や県立自然公園指導員による指導体制を強化するなど、引き続き自然公園内の適正な維持管理に努めます。
- ・自然環境への関心や理解を深めるため、自然公園内において国定公園管理員や県立公園指導員による利用者への案内指導を行うほか、自然観察会など自然とのふれあいの場を提供します。
- ・適正な公園利用を推進するため、安全で快適な公園利用施設等の整備を引き続き実施します。

- ・さらに、各自然公園の自然環境や社会状況等の変化を踏まえ、自然公園の指定状況や公園計画の見直しを検討します。

(2) 自然環境保全地域等の保全

- ・自然環境保全地域や緑地環境保全地域について、自然保護指導員による指導管理や保全地域の所有者等への協力・要請を行い、天然林や市街地周辺の樹林地など優れた自然環境を維持している地域の保全に引き続き努めます。
- ・里山や平地林など身近な自然環境を保全するため、自然環境の調査を随時実施するなど、新たな保全地域の指定を検討します。

(3) 温泉の保護と利用

- ・温泉源の保護を図るため、公益を害するおそれのある温泉掘削を未然に防止するほか、過大な揚湯能力を有する動力装置の制限を行うなど、環境保全に配慮し温泉の保護に努めます。
- ・温泉の適正利用を確保するために、温泉を供する者に対し、再分析の実施や適切な掲示について指導します。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
自然公園面積	90,896ha 【令和3年度】	(モニタリング)
自然環境保全地域面積/箇所数 面積 箇所数	645ha 34箇所 【令和3年度】	(モニタリング)
緑地環境保全地域面積/箇所数 面積 箇所数	114ha 44箇所 【令和3年度】	(モニタリング)
首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)*茨城県内ルート の踏破認定者数	317 【令和3年度までの 累計】	450 【令和14年度までの 累計】

●●● 首都圏自然歩道(関東ふれあいの道) ●●●

関東地方、一都六県をぐるりと一周する長距離自然歩道で、東京都八王子梅の木平を起終点に、高尾山、奥多摩、秩父、妙義山、太平山、筑波山、霞ヶ浦、九十九里浜、房総、三浦半島、丹沢などを結んでいます。美しい自然を楽しむばかりでなく田園風景、歴史や文化遺産にふれあうことのできる道です。



出典：環境省ウェブサイト首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)

5-3 森林・農地の保全

■ 現状と課題

森林は、水源の涵養や地球温暖化の防止、土砂流出防止等の県土保全、生物多様性の保全、木材の生産などの多面的な機能を有しており、すべての生物を支え育む自然環境の基盤をなすものです。

しかし、木材価格の長期低迷、生産コストの上昇による林業採算性の悪化など林業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。また、近年の林業就業者については、人数の下げ止まりと若返りの傾向が見られますが、50歳以上の就業者が過半数を占める状況であるほか、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まっており、地域によっては激甚な山地災害が発生しやすい状況にあるといった課題も生じています。そのため、土砂災害などの自然災害への対応を踏まえた森林整備などを進めていくことが必要です。

県北部のスギ、ヒノキを中心とする人工林は、自立した林業経営に向けて、経営規模の拡大と主伐後の再造林を推進する必要があります。さらに、県央部から県南西部にかけて広く分布している平地林は、身近な自然として、多様な生態系を維持するなど多くの役割を果たしていますが、都市基盤の整備等に伴い減少傾向にあるとともに、管理放棄による荒廃が著しく、適正に保全していくことが課題となっています。

農地は、食料の供給や生態系の保全、景観の形成などの多面的機能を発揮する場であり、広く県民にも恵沢をもたらしており、本県の農地は、令和3年(2021年)には約16.2万haと県土の約27%を占め、山林とともに本県の自然環境・景観形成に重要な役割を担っています。しかしながら、近年、社会経済情勢が変化するなかで、都市化に伴う宅地等への転用により農地面積が減少し、農業従事者の減少や高齢化と相まって荒廃農地が増加するなど、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地のかい廃が進行してきているため、地域の担い手への農地利用集積の促進などが必要です。

■ 施策展開の方向

自立した林業経営により、適切な森林整備と森林資源の循環利用を推進し、森林の保全・整備を進めるとともに、緑の自然環境を、引き続き県民のふれあいの場として保全と活用を図ります。

また、農業担い手の育成・確保に努め、地域の担い手への農地利用集積を促進するなど農地の保全に取り組めます。

■ 具体的施策

(1) 森林の保全と整備

- ・森林の適切な保全と整備を図るため、「自立した林業経営による森林の整備・管理」及び「森林環境の保全」を推進します。
- ・「茨城県民の森」をはじめとした自然観察施設の適切な管理・運営を図り、自然環境に関する学習の場として活用を促進します。

(2) 農地の保全

- ・ 農業者の経営環境の改善や新規就農者への支援を進めるなど農業担い手の育成・確保に努め、地域の担い手への農地利用集積を促進するとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動の支援や農地転用規制の厳格化等により優良農地の確保・保全を図ります。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
森林面積【再掲】 うち民有林 うち国有林	187,522ha 142,485ha 45,037ha 【令和3年度】	適正な森林面積を確保し多様で質の高い森林の育成に努める
造林面積	148ha 【令和3年度】	220ha 【令和9年度】
間伐面積	933ha 【令和3年度】	800ha* 【令和9年度】

※間伐面積は適齢の対象森林が徐々に減少するため、目標面積もそれに合わせて計画しています。

●●● 森林・林業体験学習 ●●●

県では、豊かな水を育む、二酸化炭素を吸収する、山崩れを防ぐなどの森林の持つ様々な働きや、その森林を守り育てる林業の役割などについて、小中学生等に理解を深めてもらうことを目的に、森林湖沼環境税を活用して森林・林業に係る体験学習を実施しています。

森林・林業体験学習には、林業普及指導員が学校等に赴き、森林の働きの学習や簡易な木工工作、学校林や近隣の森林での間伐などを行う校内体験型と、自然観察施設等を利用して、森林インストラクター等による自然観察やネイチャーゲーム、丸太切りなどを行う現地体験型があります。



5-4 河川等水辺環境の保全と活用

■ 現状と課題

本県は、大小多くの河川や霞ヶ浦などの湖沼、延長約 194km に及ぶ海岸線・海食崖、自然砂丘など恵まれた水辺環境を有しています。これらの水辺環境は、多様な生態系を育み、自然の水質浄化機能など公益的機能を果たしています。しかし、人口の増加や都市的土地利用が進んでいることで多様な動植物の生息・生育が失われるほか、自然環境の変化などが見られます。

近年、河川は洪水対策や水資源の確保に加えて、私たちの生活にうるおいを与える水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられていることから、河川環境に配慮し、各河川の特성에応じた河川整備に取り組んでいます。

今後は河川環境に対する意識向上に努めるとともに、水辺空間づくり河川整備事業などにおいて植生帯の造成及び保全に努めることが必要です。また、河川整備事業では、野生動植物の生息・生育状況などの生物多様性や台風などによる自然災害への対策を踏まえた整備を進めていくことが必要です。

■ 施策展開の方向

生態系に配慮した河川整備や地域振興に寄与する水辺空間づくり、自然環境や親水性に配慮した水際線整備などを進めていくとともに、河川環境に対する地域住民の意識向上に努めます。

また、沿岸漂砂による海岸侵食対策として、継続的に養浜事業の実施を行うことで、浜幅の維持・拡幅を図ります。

■ 具体的施策

(1) 河川の保全と活用

- ・各河川の特성에応じ、遊歩道等の整備、水生植物に配慮した自然石等による護岸工の採用等、水辺環境や生態系に配慮した河川整備を引き続き行います。
- ・うるおいのあるまちづくりや地域振興に寄与する水辺空間づくりを引き続き推進します。
- ・河川に係る広報活動をより一層充実し、河川環境に対する地域住民の意識向上に努めます。

(2) 湖沼・湿地等の保全と活用

- ・各湖沼・湿地等の特성에応じて、自然の状態の維持・保全に努めるとともに、自然環境や親水性に配慮した水際線整備を引き続き図ります。
- ・民間団体の協力を得ながら水生植物帯の保全・再生を図るなど、水生植物の有する自然の水質浄化機能の向上に努めます。

(3) 沿岸・海域の保全と活用

- ・海岸侵食対策として、継続的に養浜事業を行うことで、浜幅の維持・拡幅を図ります。
- ・自然に対し、人の手が加わることによって、生産性と生物多様性を高くする「里海*」の保全と活用を推進します。

■ 環境指標

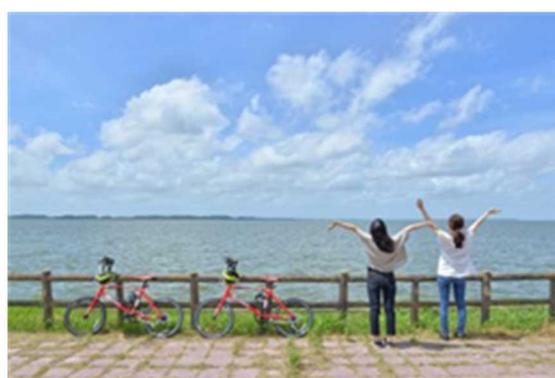
環境指標	現況値	目標値
水辺空間づくり河川整備事業箇所数 (累計)	42 箇所 【令和3年度】	良好な水辺環境を保全・創出するため自然に配慮した河川整備を進めていく

●●● つくば霞ヶ浦りんりんロード ●●●

つくば霞ヶ浦りんりんロードは、旧筑波鉄道の廃線敷と霞ヶ浦を周回する湖岸道路を合わせた全長約 180km のサイクリングコースです。

国がルートの魅力や受入環境などを基準に、日本を代表するサイクリングルートとして指定する「ナショナルサイクルルート」としても選ばれています。

水郷筑波国立公園に指定されている霞ヶ浦などの水郷地域や筑波山地域などの豊かな自然や風景、鹿島神宮に代表される歴史的・文化的資産など様々な地域の魅力が楽しめます。



出典：茨城県ウェブサイト「つくば霞ヶ浦りんりんロード」

第6節 快適で住みよい環境の保全と創出

■ 関連する主なSDGs



6-1 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出

■ 現状と課題

緑は、都市環境にうるおいとやすらぎをもたらすなど、自然と人間が共生する生活環境を形成するうえで重要な役割を担っており、都市部においては、樹林地や水辺地等、既存緑地の保全に努めるとともに、都市公園の整備促進等、緑の創出に努めることが必要です。

市町村では、「緑の基本計画」により推進しており、令和3年（2021年）3月末では、13市町村が策定しています。

県では、緑豊かなゆとりとうるおいのある生活環境の形成を目指し、緑の拠点となる都市公園の整備を推進しており、本県における都市公園（都市計画区域外の特定地区公園を含む）の、令和2年度（2020年度）都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は10.01m²となっています。

市街化が進む一方、緑とのふれあいは県民のニーズが高いことから一層推進を図るとともに、立地適正化計画に基づいた都市機能や居住環境の向上等の取組によりまちづくりを進める市町村に対し、助言・協力が必要です。

■ 施策展開の方向

都市公園の整備や適切な運営を行うとともに、県民等の参加と協力を得て実施する緑化の普及啓発に努めます。

また、「茨城県景観形成条例」に基づく景観形成を進めていくとともに、自然環境や景観と調和したまちづくりによる緑豊かで質の高い都市空間形成を促進します。

■ 具体的施策

（1）緑の空間の保全と創出

- ・ 県営都市公園の充実に努め、市町村の行う都市公園整備について積極的に助言や協力を行います。
- ・ これらの緑の整備や活動のネットワーク化、民有地の緑化等、県民等の参加と協力を得て、緑化の普及啓発に努めます。

(2) うるおいのある快適な都市空間の創出

- ・市町村が「景観法」に基づく景観行政団体となり主体的に景観施策に取り組めるよう支援するとともに、「茨城県景観形成条例」に基づき景観形成に係る意識の高揚等を図る取組や行為規制を実施します。特に、景観を構成する重要な要素である屋外広告物については、その制度の周知を図るとともに、関係機関が一体となって違反広告物対策を推進します。
- ・まちづくり推進事業として、シンポジウムや顕彰事業等を実施するほか、市町村が、都市再生整備計画事業を活用するなど、地域の個性を活かしたまちづくりについて積極的に助言や協力を行います。
- ・自然環境や景観と調和したまちづくりを進め、緑豊かで質の高い都市空間形成を促進します。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
都市公園面積（1人当たり）	10.01 m ² /人 【令和2年度】	（モニタリング）

●●● いばらきガーデン&オーチャードツーリズム ●●●

「いばらきガーデン&オーチャードツーリズム」は令和元年（2019年）10月に国のガーデンツーリズム登録制度に登録されました。ガーデンツーリズムは、複数の庭園がテーマのもとに連携することで、より個性を際立たせ、それぞれの良さを発揮できるように磨き上げを図り、魅力的な体験や交流を創出するもので、ガーデンツーリズム登録制度は各地のガーデンツーリズム計画を積極的に支援するため、国土交通省が創設しています。

本県は、東京都から比較的近い距離にありながら、海や山、河川・湖など豊かな自然環境に囲まれており、緩やかに大きく広がる平野を活かして造られた庭園が数多くあります。このような庭園が、大都市近郊で見られるのは本県の大きな魅力です。本ツーリズムでは、鳥のさえずりを聞きながら花々から香る季節の匂いを楽しめる庭園（ガーデン）と、匂いの果物を自分の手でもぎ取り味わえる果樹園（オーチャード）を巡る、本県ならではの五感で体感する旅を提案しています。



出典：茨城県公園間交流連携促進協議会

6-2 歴史的環境・自然景観の保全と活用

■ 現状と課題

本県は、日本遺産に認定された「近世日本の教育遺産群 ー学ぶ心・礼節の本源ー」の構成文化財である「旧弘道館」や日本三名園の一つに数えられる「偕楽園」など、豊かな歴史的環境を有しています。また、日本三名瀑の一つである「袋田の滝」や万葉集にも歌われる「筑波山」など、豊かな自然景観に恵まれています。

これらの歴史的・文化的遺産を包含する歴史的環境や地域の風土に囲まれた独自の自然景観は、次世代に伝えていくべき貴重な資源であり、今後も、これら先人から引き継いだ歴史や伝統文化、自然景観などを適切に守り、地域の資源として積極的に活かしていくことが求められています。

■ 施策展開の方向

県民共有の財産である文化財を、社会全体で適切に保存・活用し、次世代へ継承していきます。

また、地域の自然資源を活かした多様なレクリエーション活動を推進するとともに、自然環境や景観と調和したまちづくりを進めます。

■ 具体的施策

(1) 歴史的環境の保全と活用

- ・巡視や市町村との連携により、文化財の現状を把握し、問題の早期発見を図るとともに、保存修理について指導や助言、補助を行い、所有者・管理者を支援します。
- ・文化財保護のためのセミナーや研修会を開催し、関係者や地域住民の意識の高揚や理解の促進を図り、文化財の保存・活用を推進します。
- ・ウェブサイト等重点を置いて情報発信し、県内の文化財の魅力を内外に伝え、学校での郷土の学習や観光における文化財の活用を図ります。

(2) 自然景観の保全と活用

- ・筑波山や霞ヶ浦等の自然環境や景観の保全の取組、地域の自然資源を活かした多様なレクリエーション活動を推進するとともに、自然環境や景観と調和したまちづくりを進めます。
- ・優れた自然景観の保全に資するため、名勝の周辺環境の整備を促進します。

6-3 自然災害への対応

■ 現状と課題

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなりました。

本県においては、平成27年（2015年）の関東・東北豪雨や令和元年（2019年）の東日本台風など、頻発化・激甚化する水災害へ対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水対策を進めていくことが大切です。

また、こうした災害から得られた教訓を踏まえ、県では、地域防災計画の見直しなど、様々な対策を進めていますが、今後は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

■ 施策展開の方向

地震や津波、洪水、山地災害などの自然災害に対する防災及び減災に向けて、施設等の整備や対応を行う体制の構築などの対策に取り組むことで、災害に強いまちづくりを推進します。

■ 具体的施策

- ・洪水による浸水被害を防止・軽減するため、河川の堤防整備などの治水対策を推進するとともに、河川の土砂撤去や除草などの維持管理を行います。
- ・土砂災害による被害防止のため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定を引き続き推進します。（再掲）
- ・護岸や堤防等の嵩上げ、砂浜や崖の維持・回復など、津波・高潮や海岸侵食などによる災害から背後地を守るため対策を推進します。（再掲）
- ・再造林や間伐等の森林整備を推進するとともに、山地や海岸林における災害の復旧や予防に努め、森林の防災機能等の維持・増強を図ります。（再掲）
- ・液状化・耐震化対策や建築物の「茨城県耐震改修促進計画」に基づき各種施策を進めるとともに、災害ハザードエリアにおける開発抑制や立地適正化計画の強化等により、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・「茨城県国土強靱化計画」を策定し、事前防災・減災に資する施策を総合的・計画的に推進するとともに、必要に応じ地域防災計画を改定します。また、マイ・タイムラインを活用した住民参加型の実効性のある避難訓練を実施します。（再掲）
- ・学校などにおける防災教育の充実や啓発活動の強化、住民が地域防災の担い手となる環境の確保を行うとともに、災害時に地域住民が安全かつ迅速に避難行動できる体制の強化や、近接県間や全国規模での相互応援体制の整備、ボランティアの活用体制の整備を進めます。（再掲）

- ・コンテナートや高圧ガス等取扱所等の保安意識の向上を図るなど、化学物質の漏出による環境汚染の未然防止策の促進に努めるとともに、自然災害等により発生した環境汚染物質の処理について、迅速な対応を行う体制の整備に努めます。
- ・建設残土等による盛土については、条例に基づく災害防止対策を徹底するとともに、崩落等の危険が確認された場合には、事業者に対する措置命令等により早期是正を指導し、地震や豪雨発生時の被害の防止を図ります。
- ・市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物処理に関する研修・訓練等を実施し、県内における災害廃棄物の処理体制を強化します。また、災害発生時には、被災市町村の支援ニーズを的確に把握し、市町村や産業廃棄物処理団体と締結した協定に基づいたプッシュ型の支援を行うことにより、被災市町村における災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を支援します。
- ・地球温暖化の影響による気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇について、国土保全の観点から、気候変動に伴う外力変化の予測・モニタリング結果等の情報収集に努めます。(再掲)

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
保安林面積	55,966ha 【令和3年度】	保安林の適正な管理に努める
河川改修率	58.2% 【令和3年度】	60.2% 【令和14年度】
土砂災害防止施設の整備率	24.7 【令和3年度】	26.5% 【令和14年度】

●●● 防災・災害情報発信 ●●●

県では、ヤフー株式会社と協定を結び、スマートフォンアプリ「Yahoo!防災速報」を活用した災害関連情報の提供を行っています。

発表される様々な防災情報をリアルタイムで受け取ることや、雨量やハザードマップ、ユーザーが投稿した災害情報などを地図上から確認することができます。

また、あらかじめ市町村を3地点まで設定でき、いざという時にその3地点の避難情報などを自動で受け取ることや、大雨や津波などの災害警戒時における適切な防災行動、備えておくべき防災用品などを確認することができます。

平時から発災初期にかけての情報収集手段の一つとして、「Yahoo!防災速報」を是非御活用ください。



iOS



Android

第7節 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

■ 関連する主なSDGs



7-1 環境教育・環境学習等の推進

■ 現状と課題

今日の環境問題は、社会における事業活動や日常生活に起因することが多く、事業者や県民などすべての主体が、現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから自主的かつ積極的に行動し、持続可能な社会の創造を目指すことが重要です。

このため、環境教育等では「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」や持続可能な開発のための教育（ESD）*に関する実施計画「第2期ESD国内実施計画」等を踏まえるとともに、学校教育においては、学習指導要領等に基づき、県では、小学生向け環境実践プログラム「キッズミッション」、中学生向け環境学習プログラム「みんなでつくろう！持続可能な茨城」、高校生向け「エコライフ」等により、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力等を育成するための取組を行っています。

また、環境保全活動を実践するリーダーとなる人材の育成と、環境保全活動への参加者拡大を目指して「エコ・カレッジ*事業」を実施するほか、「環境アドバイザーの派遣」を長年にわたり実施し、地域における環境学習の支援を行っています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での実施が困難な場合も出てきていることから、オンライン環境を活用するなど、安心して参加できる実施方法を検討していく必要があります。

■ 施策展開の方向

県では、学校や地域、職場等の幅広い分野におけるあらゆる世代が学べる環境教育プログラムとして、引き続き、教材の作成や活用、専門家派遣などに取り組んでいきます。

環境学習機会の提供については、地域の学習会に専門家を派遣する「環境アドバイザー派遣制度」の一層の利用促進を図るとともに、本県が誇る霞ヶ浦などの豊かな自然を活用した体験学習事業や体験施設の充実を図ります。また、持続可能な地域づくりを進めていくため、環境保全活動を推進するリーダーを養成するための人材育成事業として引き続き「エコ・カレッジ事業」を実施していくとともに、エコ・カレッジ修了者が、環境保全活動の場で活躍できるように支援します。

なお、この第7節は、「環境教育等促進法」に規定する「行動計画」に位置づけ、法の趣旨を踏まえるとともに、県独自の施策などを記載しています。

■ 具体的施策

(1) 学校、地域、職場等の幅広い分野における環境教育の推進

- ・環境学習教材として、県独自の小学生向け環境実践プログラム「キッズミッション」、中学生向け環境学習プログラム「みんなでつくろう！持続可能な茨城」を配布するとともに、高校生から募集した啓発イラストを「エコライフ」として県ホームページに公開することで、学校や家庭などにおける環境教育を促進します。
- ・放射線や人体に影響がある化学物質など、環境リスクに関する正しい知識の普及を図るため、学校や地域が主催する講演会への専門家の派遣、広報紙や副読本の発行等を行います。
- ・子どもたちが、自主的に行う環境保全活動「こどもエコクラブ」への登録を促進するとともに、各クラブの活動内容をとりまとめた報告書を県ホームページに公開し、関係団体と連携してその活動を支援します。
- ・学校や地域、事業者等がそれぞれの有する人材やノウハウを活用し、地域の自然・歴史等の特徴を活かしながら、環境教育を進めます。
- ・学校において、環境教育を進めるためには、教員の資質向上が必要なことから、環境教育等の研修講座を実施します。

(2) 環境学習・自然体験の機会の場の提供

- ・地域の環境学習会等に専門家を派遣する「環境アドバイザー派遣制度」について、環境を巡る意識の変化に対応できるよう環境アドバイザーの充実を図るとともに、地球環境や生態系など各分野の専門家を講師として派遣することで、ライフステージの各段階における環境保全に対する意識の啓発を図ります。
- ・森林湖沼環境税を活用して、湖上体験スクールや、霞ヶ浦自然観察会等の環境学習による環境教育を実施するとともに、今後も、霞ヶ浦環境科学センター、ミュージアムパーク茨城県自然博物館、アクアワールド茨城県大洗水族館など多様な環境学習拠点を活用しながら、本県が誇る霞ヶ浦などの豊かな自然にふれあう体験学習事業などを展開します。
- ・企業や研究機関等と連携を図り、新エネルギー*などについて学ぶことができる「次世代エネルギーパーク*」を推進するほか、企業及び研究機関の有する環境保全に貢献する科学技術や環境保全の取組などを活かした学習機会の充実を図ります。

(3) 環境保全活動を担う人材の育成と活用

- ・各地域で環境教育・環境保全活動を推進するリーダーとなる人材の養成を目指し、エコ・カレッジをはじめとした人材育成事業を継続して実施します。
- ・環境学習や環境保全活動を指導・推進することができる人材を育成するため、環境学習指導者講座等を実施します。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
環境学習講座等参加者数（累計）	3,790 人 【令和 3 年度】	100,000 人 【令和 5～14 年度累計】

●●● 次世代エネルギーパーク ●●●

次世代エネルギーパークは、新エネルギーや省エネルギーなど新たなエネルギーの生産・利用に目で見て触れて理解できるように整備されたエネルギー拠点であり、経済産業省が平成 18 年（2006 年）5 月に策定した「新・国家エネルギー戦略」で示されました。

県では、平成 19 年（2007 年）10 月に経済産業省資源エネルギー庁から茨城県次世代エネルギーパーク構想の認定を受け、平成 20 年（2008 年）7 月に企業や研究機関等で構成する茨城県次世代エネルギーパーク推進協議会を設立し、同年 10 月からインフォメーションセンターを開設しています。

茨城県次世代エネルギーパークでは、海面上昇や気候変動を引き起こす地球温暖化を防止するには、この原因となる二酸化炭素排出量が少なく、環境への負担が少ない新エネルギー*の導入が必要不可欠であるため、県内を大きく 3 地区に分け、新エネルギーを中心とした地球に優しいエネルギーについて実感できる企業・研究所の紹介、モデルコースの作成、見学仮予約を無料で行っています。



出典：茨城県次世代エネルギーパーク推進協議会

7-2 各主体の環境保全活動と協働取組の促進

■ 現状と課題

持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりが環境問題についての理解を深め、家庭や学校、職場、地域社会など様々な場面で環境に配慮した活動を実践し、多様な主体の参加によるパートナーシップが重要となります。

県では、一人ひとりの自主的かつ積極的な実践活動を進めるため、県民運動「いばらきエコスタイル」として、職場や家庭における省エネ行動などを広く呼びかけていくとともに、「いばらきエコチャレンジ」への参加促進等を実施しています。

また、事業者の環境に配慮した取組を促進するため、中小事業者でも手軽に導入できる簡易な環境マネジメントシステムとして「茨城エコ事業所登録制度」の普及促進を図るとともに、環境保全意識の高揚を図るため、環境マネジメント及び環境パートナーシップなどに功績のあった企業に対して県独自の表彰を実施しています。

今後も本計画における取組の着実な実施には、多様な主体の参加に向けたパートナーシップの構築を進めていく必要があります。

■ 施策展開の方向

県では、県民、民間団体、事業者などの地域を担う多様な主体が、自主的かつ積極的に環境問題についての理解を深め、環境保全活動を実践できるよう、それぞれの立場や役割に応じ支援や情報提供、協働取組を推進します。

また、県民運動である「いばらきエコスタイル」の普及啓発による環境に配慮したライフスタイルの定着を図るとともに、環境保全や環境美化に功績が顕著な県民等に対し、今後も県独自の表彰を行うなど環境保全意識の高揚を図ります。

■ 具体的施策

(1) 県民の環境保全活動の促進

- ・家庭における省エネルギーや節電の取組を促すため、行動経済学の手法の活用や民間企業との連携により、年間を通じて環境に配慮した取組を実施する「いばらきエコスタイル」の効果的な普及啓発を図ります。
- ・様々な広報媒体を活用し、各家庭が行った省エネルギーの取組の成果が見える化する「いばらきエコチャレンジ」への登録や、家庭でできる省エネルギーの取組及び節約効果を紹介した「エコチェックシート Web」の活用を促進します。
- ・環境に配慮した生活行動の動機づけを推進するとともに、環境保全意識の高揚を図るため、環境保全や環境美化に功績が顕著な県民に対し、今後も県独自の表彰を行います。
- ・茨城県生活学校連絡会との連携・協働により、家庭や地域、学校、職場など様々な場において、3Rの推進に加え、不要なものは断るなどの省資源、省エネルギーの環境保全に取り組む「エコライフ運動」を推進します。

(2) 団体の環境保全活動の促進

- ・環境保全に係る県民運動を促進するため、環境保全茨城県民会議*とともに、プラスチックごみの削減に関する啓発、オンラインセミナーの開催等を継続して実施します。
- ・環境保全意識の高揚を図るため、環境保全や環境美化に功績が顕著な団体に対し、今後も県独自の表彰を行います。
- ・団体を対象とした各種の助成金についての情報を提供するなどして、環境保全活動を支援します。

(3) 事業者の環境保全活動の促進

- ・事業者の環境に配慮した取組を推進するため、「茨城エコ事業所登録制度」の普及を図ります。
- ・環境保全意識の高揚を図るため、環境マネジメントや環境パートナーシップなどに功績のあった企業に対して、県独自の表彰を行います。
- ・事業所の省エネルギー活動を促進するため、企業の省エネ事例を紹介するとともに、省エネルギー・再生可能エネルギー施設の導入に向けたセミナーを開催します。

(4) 県の環境保全活動の促進

- ・県は、自らの事務事業の執行に際し、環境の負荷の軽減を図ることを目的として策定した、「環境保全率先実行計画(県庁エコ・オフィスプラン)」に基づき、設定した数値目標の達成に向けて、全庁での取組を推進します。具体的には、照明や冷暖房機器の適正使用はもとより、県有施設の新築・改修、設備更新時における、省エネルギー効果の高い新技術や設備機器の適切な導入、合理的な利用と管理による用紙類使用量の削減等の省エネルギー・省資源対策を推進します。また、県有施設への太陽光発電などの導入を検討し、再生可能エネルギーの活用を図ります。
- ・県自らグリーン購入*推進方針や低公害車購入方針を策定し、環境負荷の少ない製品の購入を積極的に進めます。

(5) 協働の取組の促進

- ・複雑化・多様化する地域の環境課題に対応するため、地域を担う多様な主体と行政が連携・協働して行う環境保全に関する取組の促進に向けて、環境 NPO 等の支援としての講座の実施や、大学等との連携協働事業をとおした担い手の育成などを行うことで、環境に配慮した行動を促します。
- ・県では、環境保全茨城県民会議を通じて、地域で活動する環境団体の把握に努めるとともに、これらの環境団体や構成団体、市町村、事業者、県民と連携しながら、環境保全活動に関する県民運動の推進や環境情報の発信等を積極的に行います。

■ 環境指標

環境指標	現況値	目標値
環境 NPO 等と県の連携・協働事業 実施件数	17 件 【令和 3 年度】	30 件 【令和 14 年度】
茨城エコ事業所登録制度登録件数	2,177 件 【令和 3 年度】	3,200 【令和 14 年度】

●●● 茨城エコ事業所登録制度 ●●●

県では、より取り組みやすい環境マネジメントシステムとして「茨城エコ事業所登録制度」を運営し、登録された事業所を広く県民の皆様を紹介することにより、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを目指しています。

エコ事業所として環境に配慮した取組を実践することにより、コストの削減も期待できます。



eco.IBARAKI

出典：茨城県ウェブサイト「エコ事業所」

7-3 国際的な視点での環境保全活動の促進

■ 現状と課題

国際的な協力については、これまで国や国際機関が中心となって実施してきましたが、開発途上国からの多様なニーズに応えるため、自治体の役割が期待されるようになってきました。

本県においても、高度な産業が集積しているとともに、環境保全活動に取り組む様々な主体が多数活動していることから、情報交換等のネットワーク化を図り、地球規模での環境保全活動が推進されるよう、積極的に環境分野における国際協力に取り組んでいます。

今後も国際・国内情勢の変化を的確に捉え、自治体・事業者・民間団体間など、様々なレベルでの国際的な連携協力の強化を進めることが求められており、団体等と連携した環境保全に関する国際協力人材の派遣などに努めることが必要です。

■ 施策展開の方向

国や関係機関と協力・連携を図りながら、研修員の受入れ、専門家の派遣、学術・研究交流等に積極的に取り組み、引き続き地方発の国際的環境協力の推進に努めます。

■ 具体的施策

(1) 環境保全のための国際協力の推進

- ・県内に設置されている大学や国の研究機関等と協力・連携を図り、海外の大学や研究機関等の視察を受け入れ、学術・研究交流等に組み込むなど、引き続き環境保全のための国際協力の推進に努めます。

(2) 国際協力人材の派遣等

- ・一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)が設置する「自治体国際協力人材バンク」に、国際協力に関する知識や技術を有する県内自治体職員を登録し、開発途上国からの要請に応じて適切な人材を派遣します。
- ・独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施しているJICA海外協力隊(青年海外協力隊、シニア海外協力隊等)に係る募集・広報活動を同機構と共同で実施するとともに、派遣者及び帰国者に対する支援活動を行います。

第8節 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

■ 関連する主なSDGs



8-1 環境情報の収集・管理・提供

■ 現状と課題

環境問題について、あらゆる主体が理解を深め、環境保全活動への積極的な参加を促すためには、各主体間で環境に関する情報を共有することが重要であり、各主体はニーズに応じた環境情報を提供し、施策の実施段階のいずれかにおいてパートナーシップを充実・強化していくことが必要不可欠です。

県では、県ホームページに省エネルギー・節電に関する取組のページを掲載するなど、環境関連の情報提供の一層の充実を図っているほか、環境学習メールマガジンを発行し、県民に対して、県の施策や県内の環境イベント等に関する情報提供を行っています。

今後も、社会情勢を踏まえ、様々な媒体を通して、わかりやすく、迅速に環境情報の提供を行っていく必要があります。

■ 施策展開の方向

各主体の円滑な環境保全活動の実施やパートナーシップの充実に向けて、市町村や環境団体、事業者等における環境情報の収集及び提供を実施するとともに、本県の環境の状況を取りまとめた環境白書の発行など、より多くの県民への環境保全施策等の情報提供に努めます。

■ 具体的施策

- ・ 環境問題に関する各種資料の貸出や、環境保全に関する相談受付、環境学習のための情報提供等を実施します。
- ・ 環境イベントや環境団体の紹介、市町村の施策等、環境に関わる情報を収集し、県のホームページで公開するほか、メールマガジンを発行するなど、積極的に情報を提供します。
- ・ 本県の環境の状況を取りまとめた環境白書を毎年発行するほか、各戸配布される県広報紙「ひばり」に環境保全施策を掲載するなど、様々な媒体を活用して、より多くの県民に情報を提供できるよう努めます。

8-2 グリーン・イノベーションの推進

■ 現状と課題

令和2年（2020年）10月、国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする目標を掲げました。この目標の実現にはエネルギー・産業部門の構造転換などの取組が必要とされており、国ではエネルギーの自立化や地球温暖化対策などの課題に取り組むため、再生可能エネルギーや水素・CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）*などの全ての技術的な選択肢の可能性を追求し、エネルギーの転換と脱炭素化に向けたイノベーションを推進することとしています。

また、近年、IoT*やAI*、ビッグデータ*といったデジタル技術の活用による社会的課題の解決に向けた様々な取組が期待されており、デジタル技術の活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革であるデジタルトランスフォーメーション（DX）*が求められています。

本県においても、県民一人ひとりのライフスタイルの転換や環境・エネルギー技術を用いた新産業の創出を図ることにより、経済の成長を維持しながら、環境負荷の小さい社会の構築を目指す必要があります。

そうした中、本県では、東海地区やつくば地区では研究機関が多数立地し、最先端科学技術の集積が図られているほか、日立地区ではものづくり産業、鹿島地区では素材産業が集積するなど、地区ごとに特徴を活かした産業拠点が形成され、イノベーションのための研究開発が進められています。今後、グリーン・イノベーション*の推進基盤となる環境研究・技術開発に取り組み、研究開発プロジェクト等を事業化・産業化に繋げていくことが必要です。

■ 施策展開の方向

本県に集積された科学技術を活かした研究開発を促進し、グリーン・イノベーションの推進による産業化促進と社会実装を目指します。

また、企業の自主的なグリーン・イノベーションの取組を支援するとともに、学校教育における理数教育の充実や県内の大学や研究機関との連携により、科学技術を支える人材の育成を進めます。

■ 具体的施策

（1）つくば・東海地区等の科学技術集積の活用

- ・つくば・東海地区等に集積した科学技術や世界最先端の研究施設である「大強度陽子加速器施設（J-PARC）*」の活用を図り、脱炭素社会の実現に不可欠な燃料電池やリチウムイオン電池等の革新的技術の研究・開発を推進します。
- ・「つくば国際戦略総合特区」で講じられる規制緩和や税制・金融上の特例措置等を有効に活用し、産学官の緊密な連携のもと、つくばに集積した科学技術からグリーン・イノベーションの推進による産業化促進と社会実装を目指します。

- ・「つくば国際戦略総合特区」におけるグリーン・イノベーション分野の先導的プロジェクトとして、「藻類バイオマスエネルギーの実用化」、「都市鉱山リサイクルシステムの開発実用化」を目指します。

(2) 競争力あるものづくり産業の育成

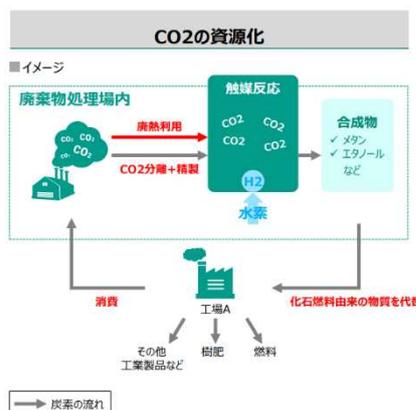
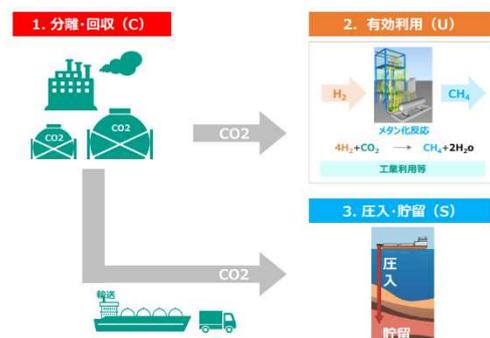
- ・県内中小企業と大学や研究機関、ベンチャー企業の連携や事業マッチングによる新製品の開発などを、産業支援機関等と連携しながら支援することにより、競争力あるものづくり産業の育成や、今後成長が見込まれる「環境・エネルギー」等の成長分野への中小企業の進出を促進します。
- ・企業の自主的なグリーン・イノベーションの取組を支援するため、企業ニーズに応じて必要な職業訓練を提供できるよう努めます。
- ・企業誘致に関する支援制度により、今後も成長が見込まれる環境及びエネルギー分野の企業の本県への誘致を積極的に進めます。
- ・水素等の新たなエネルギーのサプライチェーンの構築等に向けた取組を支援することにより、新たな産業利用を促進します。

(3) 次代の担い手となる研究者・技術者の育成・確保

- ・学校教育における理数教育を充実させることで、子どもたちの科学技術への興味・関心を高める取組を進めていくとともに、大学や研究機関等と連携を図りながら、科学技術を支えていく優れた人材の育成を進めます。

●●● CCUS(二酸化炭素回収・有効利用・貯留) ●●●

CCUSは、Carbon dioxide Capture, Utilization or Storageの略語で、火力発電所や工場などからの排気ガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、資源として作物の生産や化学製品の製造に有効利用する又は地下の安定した地層の中に貯留する技術のことです。



EOR (石油増進回収) ※Enhanced Oil Recoveryの略



出典：環境省「環境省のCCUS事業について」

8-3 総合的な環境保全対策の推進

■ 現状と課題

地方公共団体では、関係部局間の緊密な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、地域における取組の目標や方向性などの提示、各種制度の設計や社会資本整備などの基盤づくり、各主体の行動の促進など、県民、事業者、民間団体、他の地方公共団体や国の関係機関と協力、連携し、地域における環境保全施策を総合的に展開していくことが期待されています。県では、都市・生活型の環境問題に適切に対応していくため、環境関係法令や条例に基づき、公害防止対策や化学物質対策などを推進しています。

また、経済的な支援としては、中小企業が環境保全に資する事業に必要な資金について融資のあっ旋、また、霞ヶ浦、涸沼及び牛久沼流域の個人世帯が高度処理型浄化槽の設置や下水道等への接続工事に必要な資金について補助を実施しています。

公害苦情については、公害苦情処理体制を整備し、公害苦情の迅速かつ適切な処理に努めており、令和2年度(2020年度)では5,034件の公害に関する苦情を処理しています。

今後も事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされるように指導などを実施するとともに、支援を必要としている事業者に対して制度の周知に取り組むことなどが重要です。また、公害苦情の処理は迅速で適切な対応が求められていることから引き続き早期解決に努めていく必要があります。

■ 施策展開の方向

開発事業の実施による環境への影響ができるだけ小さくなるよう、「環境影響評価法」や「茨城県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価制度*を適正に運用していくとともに、県民の日常生活や企業の事業活動を環境への負荷が少ない活動へと導くため、必要な経済的支援を継続的に実施します。

また、公害に関する苦情や紛争に対して、迅速かつ適切な処理に努めます。

■ 具体的施策

(1) 環境影響評価制度の適正な運用

- ・環境影響評価制度の適正な運用にあたり、地域の環境の状況に関する情報の収集・整備・提供に努めるとともに、県が、県民や学識経験者等の意見を踏まえた環境保全の見地から意見を述べることで、事業者による環境の保全が適切に行われるよう努めます。

(2) 経済的支援

- ・中小企業における環境保全施設の設置等について、融資あっ旋や利子補給を実施し、設置者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・霞ヶ浦や涸沼、牛久沼流域については、小規模特定事業者等が設置する排水処理施設、居住する個人が行う高度処理型浄化槽の設置及び公共下水道等の接続について、融資あっ旋や利子補給を実施します。

(3) 公害苦情処理・公害紛争処理

- ・公害に関する苦情については、「公害紛争処理法」の規定に基づき公害苦情相談員を設置するなど公害苦情処理体制を整備するとともに、関係市町村と連携・協力を図り、公害苦情の迅速かつ適切な処理に努めます。
- ・公害に係る民事上の紛争解決のため、「公害紛争処理法」に基づき設置している公害審査会において、あっ旋、調停及び仲裁を適切に実施するとともに、当事者間の妥当な合意形成に向けて、迅速かつ適切な解決に努めます。また、国における公害紛争処理制度や裁判、民事調停等の司法上の制度など、当事者にとって適切な制度を選択できるように、制度の普及や市町村等公害苦情相談機関との連携に努めます。

●●● 環境影響評価(環境アセスメント)制度 ●●●

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要であるという考え方から生まれたのが、環境影響評価（環境アセスメント）制度です。

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、一般の方々や地方公共団体などから意見を聴き、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

調査

予測・評価をするために必要な地域の環境情報を収集するための調査を行います。

(調査の方法)

- ・既存の資料などを集めて整理する方法
- ・実際に現地に行って、測定や観察をする方法



予測

事業を実施した結果、環境がどのように変化するかを予測します。

(予測の方法)

- ・各種の予測式に基づいて計算する方法
- ・景観などではモニタージュ写真の作成等の方法



評価

事業を行った場合の環境への影響について検討します。

(評価の内容)

- ・実行可能な最大限の対策がとられているか。
- ・環境保全に関する基準、目標等を達成しているか。



出典：環境省「環境アセスメント制度のあらまし」

第4章 計画の推進

第1節 推進体制

■ 県の推進体制

本計画に基づく環境保全施策を着実に実施するため、庁内関係部局と密接な連携と調整を図り、関連する施策を計画的、総合的に推進します。

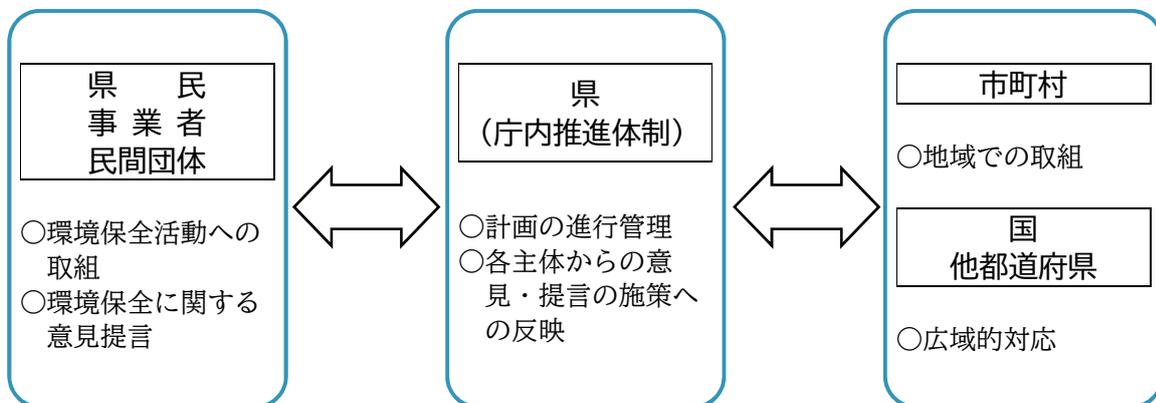
また、計画の推進にあたっては、職員が広範な環境問題に的確に対処していく必要があることから、職員の研修などに努めます。

■ 各主体との連携

本計画をより実効性のあるものとするため、行政だけではなく、県民、民間団体、事業者、市町村などの様々な主体と連携しながら環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

このため、県民、民間団体、事業者に対しては、自主的取組が積極的に行われるよう、情報の提供など必要な支援を行います。

また、市町村との連携・協力の強化を図るとともに、本県単独で解決できない問題については、国や他の都道府県と連携・調整を図りながら計画を推進します。



第2節 進行管理の仕組み

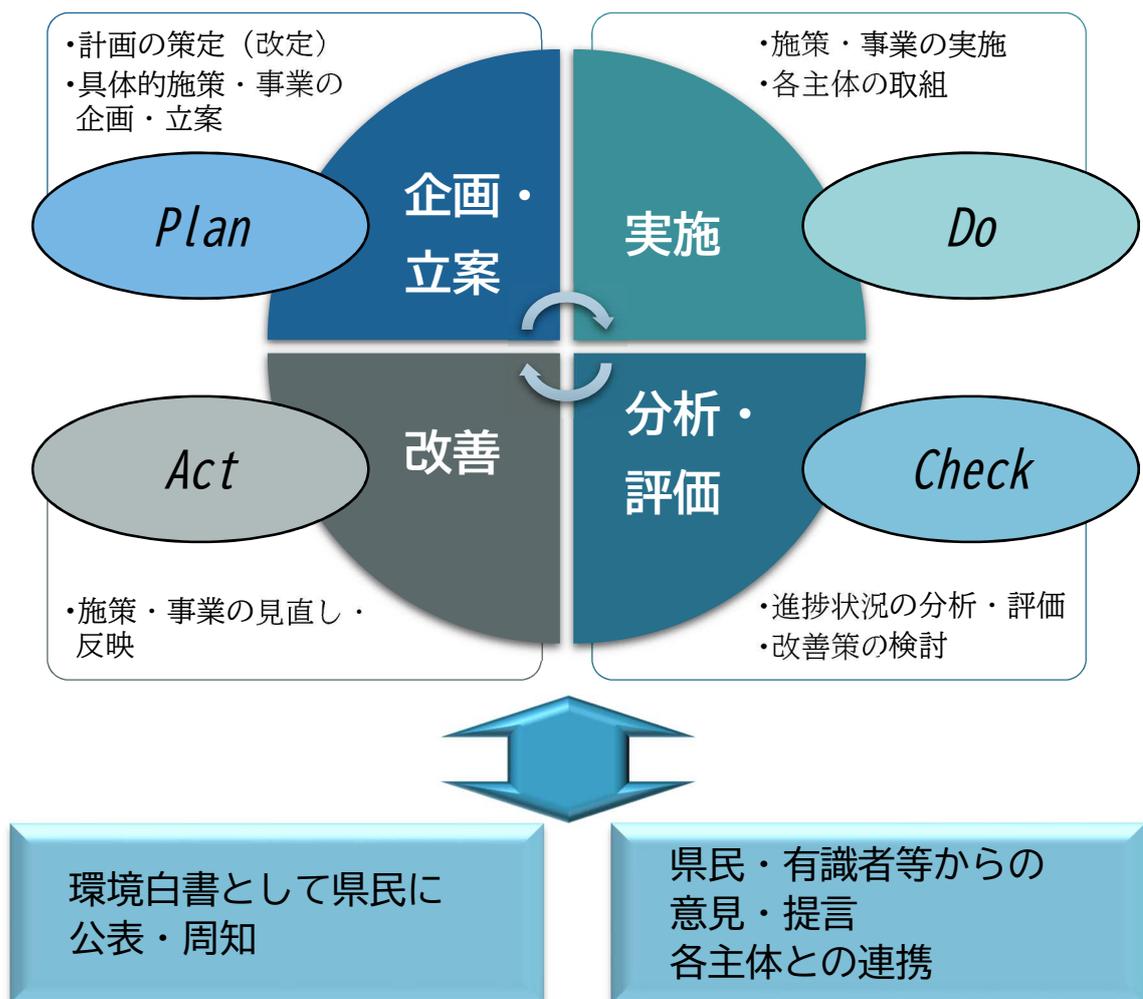
本計画に掲げられた環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するためには、施策の実施状況や環境の現況を的確に把握し、適切な進行管理を継続的に行うことが重要です。

このため、「企画・立案(Plan)」、「実施(Do)」、「分析・評価(Check)」及び「改善(Act)」のPDCAマネジメントサイクルを活用し、環境指標などを用いて、施策の進捗状況を毎年度分析・評価します。

その結果は、毎年発行する環境白書やホームページなどにおいて広く県民に公表・周知するとともに、施策・事業の見直しや次年度の新たな施策等の企画立案に活用します。

また、有識者や県民等から意見を聴き施策の実施状況や指標による評価を行うなどして、その結果を踏まえ、市町村等とも連携して施策の実施に効果的に反映させます。

策定後も社会情勢の変化等に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて本計画の見直しを行います。



第3節 環境指標

環境の状況及び各種施策の実施状況を把握するため、環境指標を活用します。
 なお、数値目標の設定が可能な指標については、数値目標を設定します。

1. 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進

環境指標	現況値	目標値
温室効果ガス排出量	基準年度(※)	目標年度(※)
産業部門 CO ₂	30,723 千 t-CO ₂	19,048 千 t-CO ₂ (▲38%)
業務部門 CO ₂	4,893 千 t-CO ₂	2,397 千 t-CO ₂ (▲51%)
家庭部門 CO ₂	4,638 千 t-CO ₂	1,577 千 t-CO ₂ (▲66%)
運輸部門 CO ₂	6,622 千 t-CO ₂	4,304 千 t-CO ₂ (▲35%)
エネルギー転換部門 CO ₂	1,359 千 t-CO ₂	720 千 t-CO ₂ (▲47%)
その他ガス(非エネルギー起源 CO ₂ 、メタン、N ₂ O)	2,761 千 t-CO ₂	2,374 千 t-CO ₂ (▲14%)
HFC 等 4 ガス(フロン類)	937 千 t-CO ₂	525 千 t-CO ₂ (▲44%)
	【平成 25(2013)年度】	【令和 12(2030)年度】
森林面積	187,522ha	適正な森林面積を確保し多様で質の高い森林の育成に努める
うち民有林	142,485ha	
うち国有林	45,037ha	
	【令和 3 年度】	
再生可能エネルギーの導入率	25%	34%
	【令和 2 年度】	【令和 7 年度】
県民・事業者・市町村向けの気候変動適応推進・計画策定研修等の回数	4 回	5 回
	【令和 3 年度】	【令和 12 年度】

※ 今後、温室効果ガスの排出量の推計に用いている国の統計データの見直し等があった場合、基準年度(2013 年度)、目標年度(2030 年度)の温室効果ガスの排出量の見直しを行う可能性があります。

2. 地域環境保全対策の推進

環境指標	現況値	目標値
大気汚染物質に係る環境基準の達成率 (一般環境大気測定局)		
二酸化いおう(SO ₂)	100%	100%
二酸化窒素(NO ₂)	100%	100%
一酸化炭素(CO)	100%	100%
浮遊粒子状物質(SPM)	100%	100%
微小粒子状物質(PM2.5)	100%	100%
	【令和 3 年度】	【令和 14 年度】
大気汚染物質に係る環境基準の達成率 (自動車排出ガス測定局)		
二酸化窒素(NO ₂)	100%	100%
一酸化炭素(CO)	100%	100%
浮遊粒子状物質(SPM)	100%	100%
	【令和 3 年度】	【令和 14 年度】
光化学スモッグ注意報発令日数	1 日	0 日
	【令和 3 年度】	【令和 14 年度】
騒音に係る環境基準の達成率		
自動車(面的評価)	80.0%	100%
航空機	94.9%	100%
	【令和 3 年度】	【令和 14 年度】
酸性雨測定結果(降雨 pH 県年間平均値)	pH 5.52	原因物質の排出抑制に努める
	【令和 3 年度】	

環境指標	現況値	目標値
公共用水域の環境基準の達成率 河川 (BOD) 海域 (COD) 湖沼 (COD)	76.1% 81.8% 0.0% 【令和3年度】	100% 100% 100% 【令和14年度】
汚水処理人口普及率	86.8% 【令和3年度】	90.8% 【令和7年度】
地盤沈下面積 (2cm以上沈下)	0km ² 【令和3年度】	各主体が一体となって、改善を図る
ダイオキシン類の環境基準の達成率 大気 (測定地点) 土壌 (測定地点) 公共用水域水質 (測定地点) 公共用水域底質 (測定地点) 地下水 (測定地点)	100% 100% 94.3% 100% 100% 【令和3年度】	100% 100% 100% 100% 100% 【令和14年度】
河川、湖沼及び海域等公共用水域の環境基準の達成率 (健康項目)	100% 【令和3年度】	100% 【令和14年度】
有害大気汚染物質の環境基準の達成率	100% 【令和3年度】	100% 【令和14年度】
化管法による化学物質の排出量・移動量の総量	12,643t 【令和2年度】	化学物質の排出量・移動量の削減に努める

3. 湖沼環境保全対策の推進

環境指標	現況値	目標値
霞ヶ浦に流入する汚濁負荷量 (COD)	9,094t/年 【令和2年度】	8,660t/年 【令和7年度】
下水道接続人口	556.0千人 【令和3年度】	563.8千人 【令和7年度】
下水道接続率	91.6% 【令和3年度】	92.8% 【令和7年度】
農業集落排水施設接続人口	48.7千人 【令和3年度】	48.4千人 【令和7年度】
農業集落排水施設接続率	83.8% 【令和3年度】	87.1% 【令和7年度】
高度処理型浄化槽設置基数	21,677基 【令和3年度】	27,716基 【令和7年度】
堆肥の流域外利用量	95,133t/年 【令和3年度】	98,800t/年 【令和7年度】
霞ヶ浦湖岸の水生植物帯 (ヨシ) 造成面積	76,479m ² 【令和3年度】	88,179m ² 【令和7年度】
未利用魚回収量 (霞ヶ浦)	372.2t/年 【令和3年度】	320t/年 【毎年度】
湖沼の流入汚濁負荷量 (COD)	1,723t/年 【令和2年度】	1,642t/年 【令和7年度】
牛久沼の流入汚濁負荷量 (COD)	443t/年 【令和2年度】	415t/年 【令和7年度】

4. 循環型社会づくりの推進

環境指標	現況値	目標値
ごみ排出量	1,060 千 t 【平成 30 年度】	980 千 t 【令和 7 年度】
一般廃棄物最終処分量	84 千 t 【平成 30 年度】	80 千 t 以下 【令和 7 年度】
産業廃棄物発生量	11,547 千 t 【平成 30 年度】	11,000 千 t 【令和 7 年度】
産業廃棄物最終処分量 (石炭火力の港湾埋立量除く)	145 千 t 【平成 30 年度】	136 千 t 以下 【令和 7 年度】
建設廃棄物リサイクル率	98.7% 【平成 30 年度】	98% 【令和 6 年度】 (達成基準値)
建設発生土リサイクル率	87.2% 【平成 30 年度】	85% 【令和 6 年度】 (達成基準値)
下水汚泥リサイクル率	74.8% 【令和 2 年度】	84.6% 【令和 9 年度】
不法投棄等新規発見事案件数	171 件 【令和 3 年度】	80 件以下 【令和 7 年度】

5. 生物多様性の保全と持続可能な利用

環境指標	現況値	目標値
市町村における生物多様性保全活動	37 市町村 【令和 3 年度】	全市町村で実施 【令和 8 年度】
鳥獣保護区 面積 箇所数	59,367ha 79 箇所 【令和 3 年度】	59,367ha 79 箇所 【令和 8 年度】
潤沼水鳥・湿地センター（仮称）の 利用者数	—	90,000 人 【令和 6～14 年度 累計】
ラムサール条約登録湿地	2 箇所 【令和 3 年度】	(モニタリング)
自然公園面積	90,896ha 【令和 3 年度】	(モニタリング)
自然環境保全地域面積/箇所数 面積 箇所数	645ha 34 箇所 【令和 3 年度】	(モニタリング)
緑地環境保全地域面積/箇所数 面積 箇所数	114ha 44 箇所 【令和 3 年度】	(モニタリング)
首都圏自然歩道（関東ふれあいの道） 茨城県内ルートの踏破認定者数	317 【令和 3 年度までの 累計】	450 【令和 14 年度までの 累計】

環境指標	現況値	目標値
森林面積【再掲】 うち民有林 うち国有林	187,522ha 142,485ha 45,037ha 【令和3年度】	適正な森林面積を確保し多様で質の高い森林の育成に努める
造林面積	148ha 【令和3年度】	220ha 【令和9年度】
間伐面積	933ha 【令和3年度】	800ha※ 【令和9年度】
水辺空間づくり河川整備事業箇所数 (累計)	42箇所 【令和3年度】	良好な水辺環境を保全・創出するため自然に配慮した河川整備を進めていく

※間伐面積は適齢の対象森林が徐々に減少するため、目標面積もそれに合わせて計画しています。

6. 快適で住みよい環境の保全と創出

環境指標	現況値	目標値
都市公園面積（1人当たり）	10.01 m ² /人 【令和2年度】	（モニタリング）
保安林面積	55,966ha 【令和3年度】	保安林の適正な管理に努める
河川改修率	58.2% 【令和3年度】	60.2% 【令和14年度】
土砂災害防止施設の整備率	24.7% 【令和3年度】	26.5% 【令和14年度】

7. 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

環境指標	現況値	目標値
環境学習講座等参加者数（累計）	3,790人 【令和3年度】	100,000人 【令和5～14年度 累計】
環境NPO等と県の連携・協働事業 実施件数	17件 【令和3年度】	30件 【令和14年度】
茨城エコ事業所登録制度登録件数	2,177件 【令和3年度】	3,200 【令和14年度】

第4節 財政的措置

本計画に掲げられた各種施策を総合的・計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第5節 環境基本計画と各部門別計画との関係

本計画は、県総合計画の部門別計画であり、施策の推進にあたっては、県総合計画や本計画を踏まえ、具体的な施策を示した各種個別計画と緊密かつ相互に連携を図りながら一体となって取り組めます。

県総合計画		環境基本計画	主要な関連計画	協力部局
強い“産業” 活力があり、県民が日本一幸せな県 夢・希望あふれる“人” 豊かな“暮らし”		地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進 ●地球温暖化の防止 ●再生可能エネルギーの利用と導入促進 ●気候変動適応策の推進	茨城県公共交通活性化指針 茨城県地球温暖化対策実行計画 茨城県環境保全率先実行計画 河川整備計画 海岸保全基本計画	政策企画部 県民生活環境部 防災・危機管理部 保健医療部 産業戦略部 農林水産部 土木部 教育庁 警察本部
		地域環境保全対策の推進 ●大気環境の保全 ●水環境の保全 ●土壌・地盤環境の保全 ●化学物質の環境リスク対策 ●原子力災害からの環境再生の推進	茨城県家畜排せつ物利用促進計画 生活排水ベストプラン	政策企画部 県民生活環境部 防災・危機管理部 保健医療部 農林水産部 土木部
		湖沼環境保全対策の推進 ●霞ヶ浦の水環境保全対策 ●涸沼・牛久沼の水環境保全対策	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 茨城県家畜排せつ物利用促進計画	県民生活環境部 農林水産部 土木部
		循環型社会づくりの推進 ●3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進等 ●廃棄物の適正処理の推進	茨城県廃棄物処理計画	県民生活環境部 農林水産部 土木部 企業局
		生物多様性の保全と持続可能な利用 ●生物多様性の保全 ●自然公園等の保護と利用 ●森林・農地の保全 ●河川等水辺環境の保全と活用	茨城県の生物多様性戦略 鳥獣保護管理事業計画 茨城県希少野生動植物保護指針 海岸保全基本計画	県民生活環境部 保健医療部 農林水産部 土木部
		快適で住みよい環境の保全と創出 ●都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出 ●歴史的環境・自然景観の保全と活用 ●自然災害への対応	都市計画区域マスタープラン	県民生活環境部 防災・危機管理部 農林水産部 土木部 教育庁
		各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進 ●環境教育・環境学習等の推進 ●各主体の環境保全活動と協働取組の促進 ●国際的な視点での環境保全活動の促進	茨城県環境保全率先実行計画 いばらき教育プラン	総務部 県民生活環境部 防災・危機管理部 産業戦略部 教育庁
		環境の保全と創造のための基本的施策の推進 ●環境情報の収集・管理・提供 ●グリーン・イノベーションの推進 ●総合的な環境保全対策の推進	茨城県産業活性化に関する指針	総務部 県民生活環境部 立地推進部 産業戦略部 教育庁

※「主要な関連計画」と「協力部局」を結ぶ線は、「主要な関連計画」の所管部局を示しています。